

# 九州ブロック発注者協議会 (平成30年度第1回幹事会)

## 会 議 次 第

1 開会挨拶 (※幹事長：九州地方整備局 企画部長)

### 2 議 題

1) 公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施について (資料1)

○全国統一指標について

- ・ 施工時期の平準化について (国土交通本省からの話題提供)
- ・ 各県単位等での目標達成に向けた取り組みについて (意見交換)

指標③-1

指標①-1、①-2

指標②-1、②-2

○発注情報の一元化について

- ・ 参画状況について

○総合評価落札方式の取り組みについて

- ・ 取り組み状況の報告

### 3 情報提供

1) 建設業の働き方改革の推進について

2) 平成30年7月豪雨の災害復旧工事等の円滑な施工体制の確保について

3) 工事現場等の安全対策について

4) 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改定について

5) i-Constructionについて

6) インフラメンテナンス国民会議「九州フォーラム」について

4 閉会挨拶 (※副幹事長：農林水産省九州農政局 設計課長)

## 「九州ブロック発注者協議会」設置規約

### (名称)

第1条 本会は、九州ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の連携体制を強化するとともに、建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。

### (事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整を行うとともに、公共工事の品質確保のための施策の推進を図るものとする。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する事項
- 二 建設生産システムにおける生産性向上に関する事項
- 三 発注者の支援に関する事項
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

### (委員)

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省九州地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を2名置き、農林水産省九州農政局農村振興部長及び福岡県県土整備部長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 3 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省九州地方整備局企画部長がこれにあたる。
- 4 幹事会に副幹事長を2名置き、農林水産省九州農政局農村振興部設計課長及び福岡県県土整備部企画課技術調査室長がこれにあたる。

(専門部会)

第8条 地域の実情を踏まえた各種施策の検討及び推進を図るため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、各県・政令市及び九州地方整備局をもって構成するものとするが、必要に応じてその他の機関も参加することができる。

(県部会)

第9条 九州各県に協議会等と連携し施策を進める各県部会を置くものとする。  
なお各県部会の規約等は各県毎に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、九州地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規約は、平成28年8月5日から施行する。

平成29年 6月13日 一部改正

別紙 1

第 4 条関係（協議会委員）

会長 国土交通省 九州地方整備局長

副会長 農林水産省九州農政局農村振興部長

副会長 福岡県県土整備部長

委員

警察庁九州管区警察局総務監察部長

財務省九州財務局総務部長

財務省福岡財務支局財務主幹

財務省門司税関総務部長

財務省長崎税関総務部長

財務省国税庁福岡国税局総務部次長

財務省国税庁熊本国税局総務部次長

農林水産省 林野庁 九州森林管理局 総務企画部長

経済産業省九州経済産業局総務企画部長

国土交通省九州地方整備局副局長（総務部長）

国土交通省九州地方整備局企画部長（幹事長）

国土交通省九州地方整備局建政部長

国土交通省九州地方整備局河川部長

国土交通省九州地方整備局道路部長

国土交通省九州地方整備局港湾空港部長

国土交通省九州地方整備局営繕部長

国土交通省九州運輸局総務部長

国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部経理補給部長

国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部総務部長

環境省九州地方環境事務所統括自然保護企画官

防衛省九州防衛局調達部長

福岡高等裁判所事務局長

佐賀県県土整備部長

長崎県土木部長

熊本県土木部長

熊本県農林水産部農村振興局長

大分県土木建築部長

宮崎県県土整備部長

鹿児島県土木部長

北九州市技術監理局長  
福岡市財政局理事  
熊本市総務局契約監理部長  
久留米市副市長  
佐賀市副市長  
長崎市理財部長  
八代市副市長  
大分市副市長  
宮崎市副市長  
薩摩川内市副市長  
鹿児島市副市長  
西日本高速道路株式会社九州支社建設・改築事業部長  
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館副館長  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局計画次長  
独立行政法人都市再生機構九州支社住宅経営部長  
独立行政法人水資源機構筑後川局長  
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部石炭業務部長

別紙 2

第 7 条関係（幹事会委員）

幹事長 国土交通省九州地方整備局企画部長  
副幹事長 農林水産省九州農政局農村振興部設計課長  
副幹事長 福岡県県土整備部企画課技術調査室長  
幹事  
警察庁九州管区警察局総務監察部会計課長  
財務省九州財務局総務部会計課長  
財務省福岡財務支局会計課長  
財務省門司税関総務部会計課長  
財務省長崎税関総務部会計課長  
財務省国税庁福岡国税局総務部営繕監理官  
財務省国税庁熊本国税局総務部営繕監理官  
農林水産省林野庁九州森林管理局総務企画部經理課長  
経済産業省九州経済産業局総務企画部会計課長  
国土交通省九州地方整備局地方事業評価管理官  
国土交通省九州地方整備局契約管理官  
国土交通省九州地方整備局企画部技術調整管理官  
国土交通省九州地方整備局企画部技術開発調整官  
国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課長  
国土交通省九州地方整備局建政部建設産業調整官  
国土交通省九州地方整備局河川部地域河川調整官  
国土交通省九州地方整備局道路部地域道路調整官  
国土交通省九州地方整備局港湾空港部事業計画官  
国土交通省九州地方整備局営繕部営繕品質管理官  
国土交通省九州運輸局総務部会計課長  
国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部  
經理補給部經理課長  
国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部  
総務部經理課長  
環境省九州地方環境事務所自然環境整備課長  
防衛省九州防衛局調達部調達計画課長  
福岡高等裁判所事務局会計課長  
福岡県農林水産部農山漁村振興課長  
福岡県建築都市部建築都市総務課契約室長

佐賀県県土整備部入札・検査センター長  
佐賀県県土整備部建設・技術課長  
長崎県土木部建設企画課企画監  
長崎県農林部農村整備課長  
熊本県土木部監理課長  
熊本県土木部土木技術管理課長  
熊本県農林水産部技術管理課長  
大分県土木建築部公共工事入札管理室長  
大分県土木建築部建設政策課長  
大分県農林水産部工事技術管理室長  
宮崎県県土整備部技術企画課長  
宮崎県県土整備部管理課長  
鹿児島県土木部監理課長  
鹿児島県農政部総括工事監査監  
鹿児島県環境林務部総括工事監査監  
北九州市技術監理局技術部技術企画課長  
福岡市財政局技術監理部技術企画課長  
福岡市財政局財政部契約監理課長  
熊本市総務局契約監理部工事契約課長  
熊本市総務局契約監理部技術管理課長  
久留米市総務部契約監理担当部長  
佐賀市総務部長  
長崎市理財部契約検査課長  
八代市財務部長  
大分市総務部長  
宮崎市総務部長  
薩摩川内市総務部長  
鹿児島市 企画財政局 財政部長  
西日本高速道路株式会社九州支社  
建設・改築事業部建設課長  
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館総務課長  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
九州新幹線建設局技術管理課長  
独立行政法人都市再生機構九州支社  
住宅経営部工務・検査課長  
独立行政法人水資源機構筑後川局施設管理課長

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部  
石炭業務部管理第1課長

(オブザーバー)

内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課長  
沖縄県土木建築部技術・建設業課長

## ◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与すること

- ・公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
- ・発注者間における連携体制の強化
- ・建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

## ◆目的達成に向けた各種施策

## ①公共工事の品質確保の促進に関する施策

- ➔ 発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み  
※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入 **H29年度より実施**
- ➔ 発注見通しの統合公表の取り組み  
※発注情報の一元化に向けた取り組み **H29年度より実施**
- ➔ 各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有

## ②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

- ➔ i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

## ③発注者の支援に関する施策

- ➔ 総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援
- ➔ 県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

## ④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

- ➔ 新たな入札契約制度等に関する情報提供等

## 九州ブロック発注者協議会について(協議会組織図)

## ①九州ブロック発注者協議会

<目的>

・「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本指針）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。

<構成員>

- (国) 九地整局長、関係省庁出先機関部長等
- (県・政令市・代表市) 土木部長等
- (特殊法人等) 九州に組織を有する機関の部長等

## ②幹事会

<活動内容>

- ・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

<構成員>

- (国) 九地整企画部長、関係省庁出先機関課長等
- (県・政令市・代表市) 技術管理担当課長等
- (特殊法人等) 九州に組織を有する機関の課長等

## ③専門部会

<活動内容>

- ・地域の実情を踏まえた各種施策の推進を図るため、実務担当者による施策検討・情報共有等  
(品確協議会作業部会、発注者間の連携強化に向けた検討会の組織を存続)

## ④県部会

<活動内容>

- ・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換（品確協議会県部会の組織を存続）

<構成員>

- (県) 土木部長等
- (市町村) 技術管理担当部長、課長等

## ⑤品質確保研究会

<活動内容>

- ・実務担当者による情報交換等  
(品確協議会県部会品質確保研究会の組織を存続)

# 発注関係事務の全国統一指標について

## ◆背景

平成26年6月 公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正  
平成27年1月 発注関係事務の運用に関する指針の策定

## ◆発注者の責務（品確法第7条）

### ■運用指針

#### 現在及び将来の公共工事の品質確保

資格制度の確立、技術者能力の資格による評価により  
調査及び設計の品質確保を図ります

多様な入札契約方式の選択・活用により、  
地域における社会資本を支える企業の確保を図ります

施工状況の確認により、  
施工体制の確認、建設業許可部局との連携（※2）、  
労働条件・安全衛生その他の労働環境の改善指導を行います

設計変更ガイドライン、工事一時中止ガイドラインを活用し、  
受注者との情報共有、協議の迅速化を図り、

適切な設計変更、工期の変更を行います

完成後、一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

適切な点検・診断・維持・修繕による維持管理を実施します

凡例：運用指針における位置付け  
必ず実施すべき事項  
実施に努める事項

地域発注者協議会等を通じた情報交換、共有の課題への対応や工事成績データの共有化  
・相互活用を行い、発注者間の連携強化により効率的かつ円滑な事務の運用を図ります

#### 担い手の中長期的な育成・確保 《適正な利潤の確保に向けた取り組み》

適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する  
歩切りは行いません

低入札価格調査基準、最低制限価格の設定により  
ダンピング受注を防止します（※1）

実勢価格を踏まえた労務・資材単価、施工実態等を踏まえた  
積算基準により、適正な予定価格を設定します

不調・不落が発生し積算と現場の施工実態が合わない場合、  
見積りの活用により、速やかな契約締結を図ります。

計画的な発注、適切な工期設定により  
発注・施工時期の平準化が図られます

## ◆九州発注者協議会における取り組み

平成27年11月 発注体制の把握と自己評価の実施

※運用指針における発注関係事務を適切に実施するための取り組むべき事項108項目のうち、  
31項目について自己評価を実施

### 協議会の成果

平成28年4月より  
歩切りの完全撤廃

### 受注者からの指摘

一定程度の成果が上がっている一方、  
依然として課題があるとの指摘

## ◆全国統一指標

- ・全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むためには、自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる指標の設定が有効
- ・重点項目を選定し、取り組むことが効果的

<重点項目>

### ①適正な予定価格の設定

指標①-1：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）  
指標①-2：単価の更新頻度

### ②適切な設計変更

指標②-1：設計変更ガイドラインの策定・活用状況  
指標②-2：設計変更の実施工事率

### ③施工時期等の平準化

指標③-1：平準化率

発注者協議会への  
意見照会結果を反映

## ◆今後の予定

- ・各機関の指標値把握と結果の公表
- ・各発注者の立ち位置等を把握した後、目標設定及び指標の活用策等を検討

平成30年4月12日  
第4回経済財政諮問会議

【経済財政諮問会議】

経済財政政策に関する重要事項について、有識者等の優れた識見や知識を活用しつつ、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮することを目的として、内閣府に設置された合議制機関。

民間議員からの提言（抜粋）

（民間議員：伊藤 元重, 榊原 定征, 高橋 進, 新浪 剛史）

質の高い社会資本整備に向けて

2. 今後の歳出改革における重点課題

(2) 国・地方の公共投資における徹底した効率化

公共事業の執行時期が平準化すれば、人材確保が進み、稼働率が改善するが、実際には地方自治体を中心に平準化は進んでいない（時期によって2倍程度のフレ）。債務負担行為の活用、発注見通しの統合、執行率目標の設定とPDCAの実行等先進事例に学び、こうした取組によるコストの実態を国及び地方の積算単価に段階的に反映すべき。

平準化に関する総理発言（抜粋）

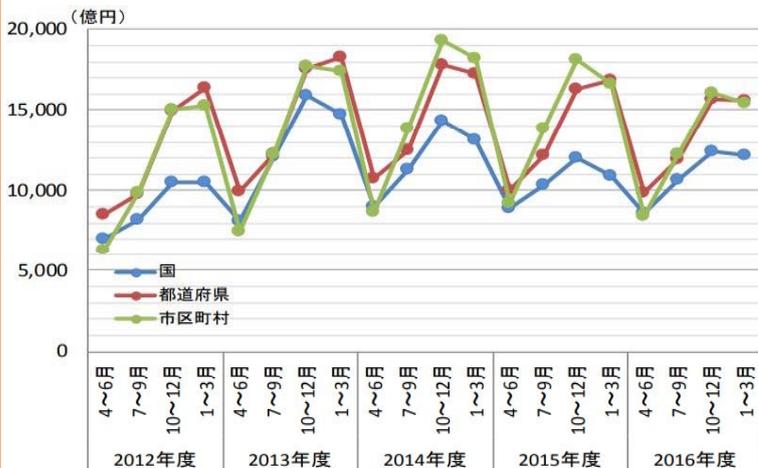
第二に、今後の社会資本整備に当たっては、長寿命化等への取組とともに、徹底した効率化と重点化が必要です。民間議員からは、各府省の予算執行が年度末に集中するとの指摘がありました。石井大臣を始めとする関係大臣においては、執行の平準化に向けての取組を強化していただくようお願いいたします。



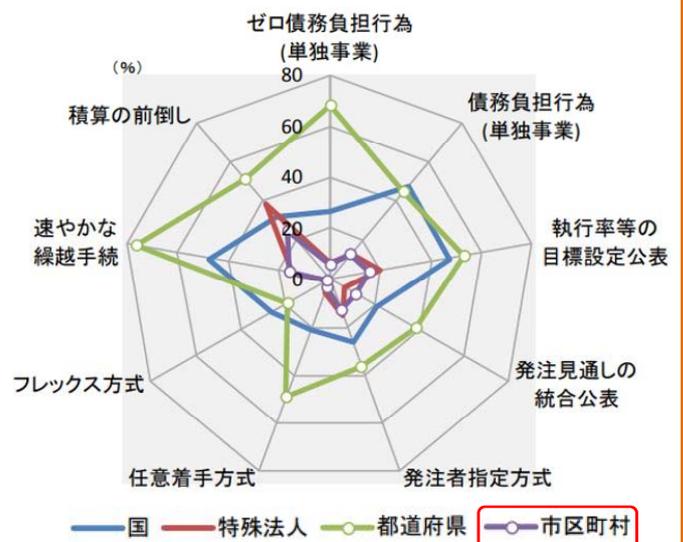
出典：首相官邸HP

民間議員からの資料（抜粋）

図表5. 公共事業出来高の推移  
～県・市レベルでは、時期によって2倍の開き～



図表6. 公共事業平準化の方策の実行状況  
～市町村等では平準化浸透に遅れ～



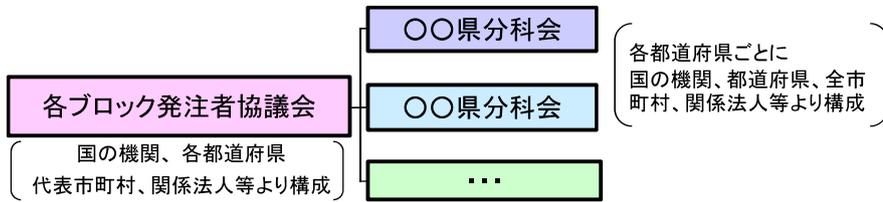
(備考) 図表5: 国土交通省「建設総合統計 年度報(公共表)」各年度版より作成  
図表6: 国土交通省「平成29年度入札契約適正化等に基づく実施状況調査結果」より作成



- 工事の品質確保等に関する各種取組等について、発注者間の連携を図るため、全ての地方公共団体等が参画する地域発注者協議会において情報共有を実施。
- 品確法運用指針のうち、重点3項目について各発注者が自らの取組み状況を把握するため、全国統一指標を設定。また、目標値を設定するなど、地方公共団体等に対し、改善に向けた働きかけを実施。

■ 地域発注者協議会

- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成するブロック協議会と全市町村が参画する都道府県毎の部会を設置



■ 全国統一指標

重点項目① 適正な予定価格の設定

指標: 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)  
 指標: 単価の更新頻度

重点項目② 適切な設計変更

指標: 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況  
 指標: 設計変更の実施工事率

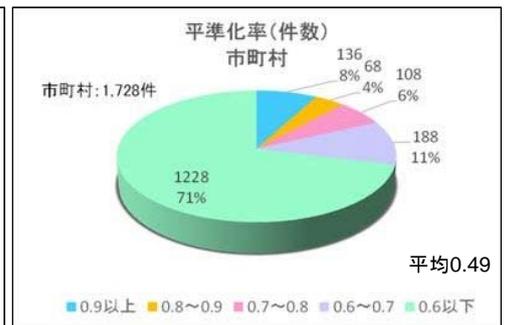
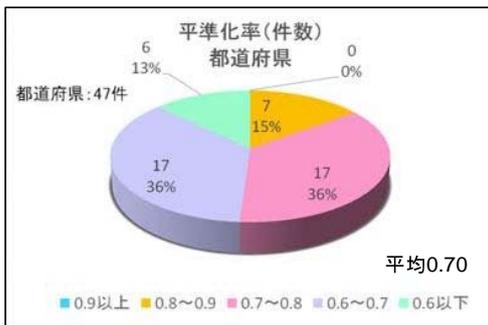
重点項目③ 施工時期等の平準化

指標: 年度の平均と4~6月期の平均の稼働状況(件数・金額)の比率(※いわゆる平準化率)

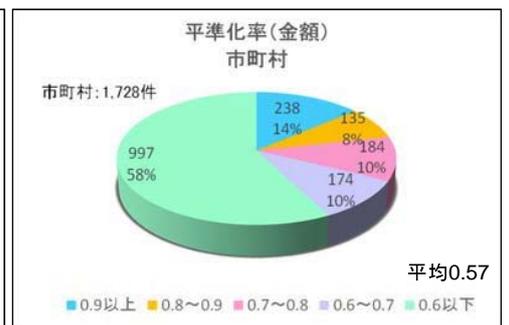
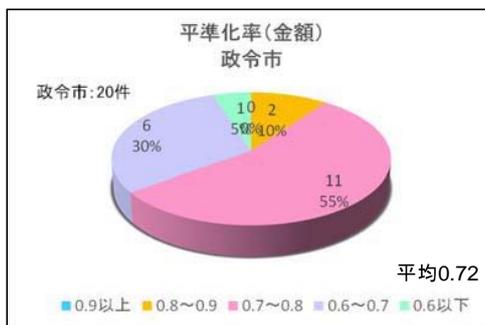
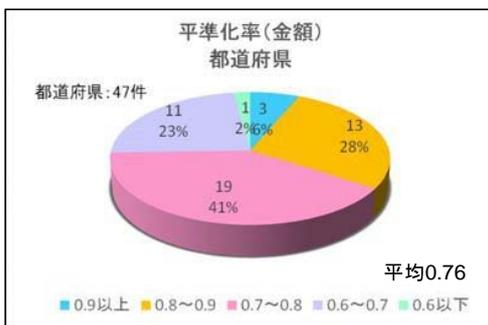
全国統一の指標

- 平準化率0.8以上の団体は、規模が小さくなるほど減少しており、市町村においては、件数ベースでは約1割程度(※H28年度平準化率 国土交通省: 0.8)

平準化率(件数)



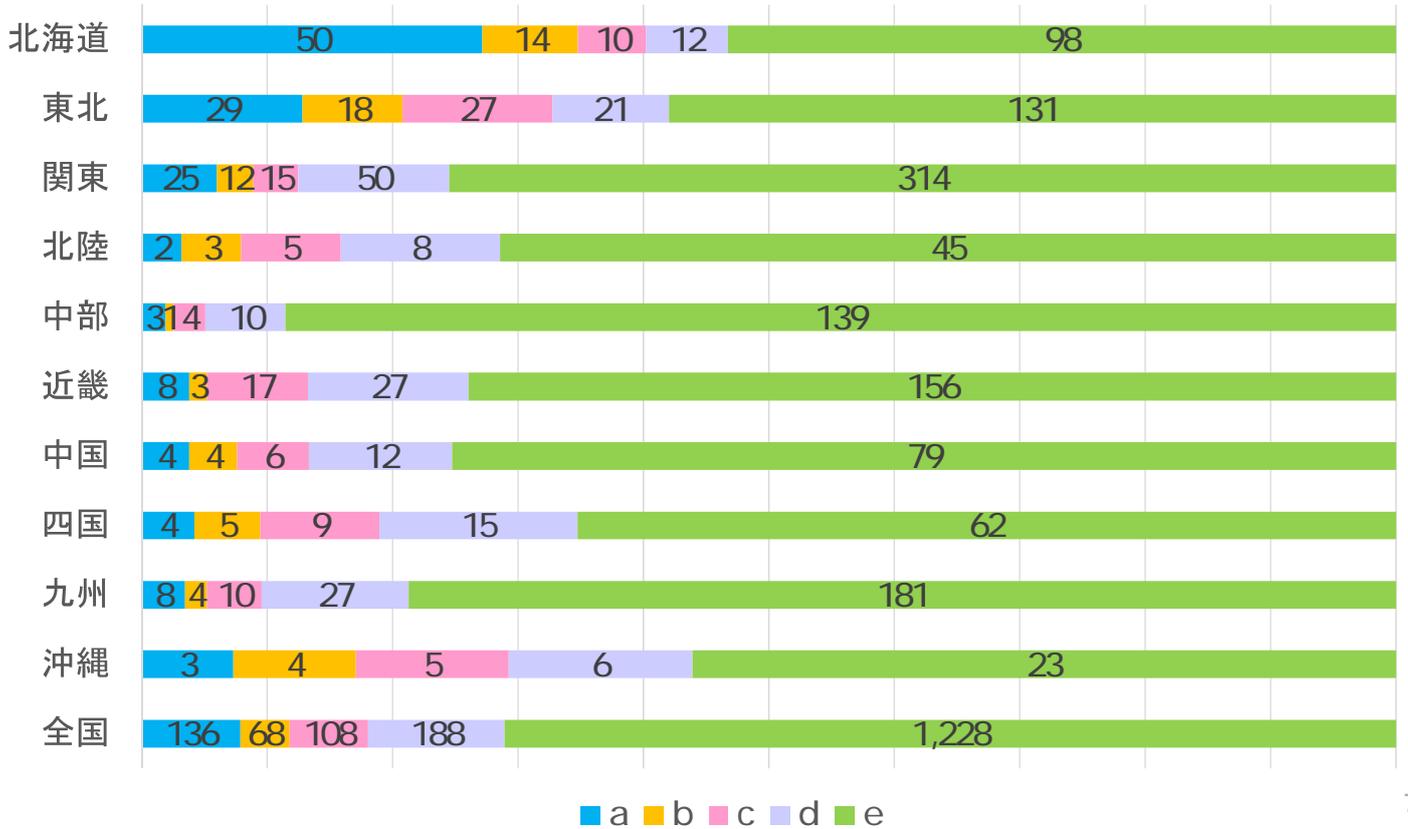
平準化率(金額)



# 市町村における平準化率(件数)※ブロック別

平準化率: 年度の平均と4~6月期の平均の稼働状況(件数)の比率

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

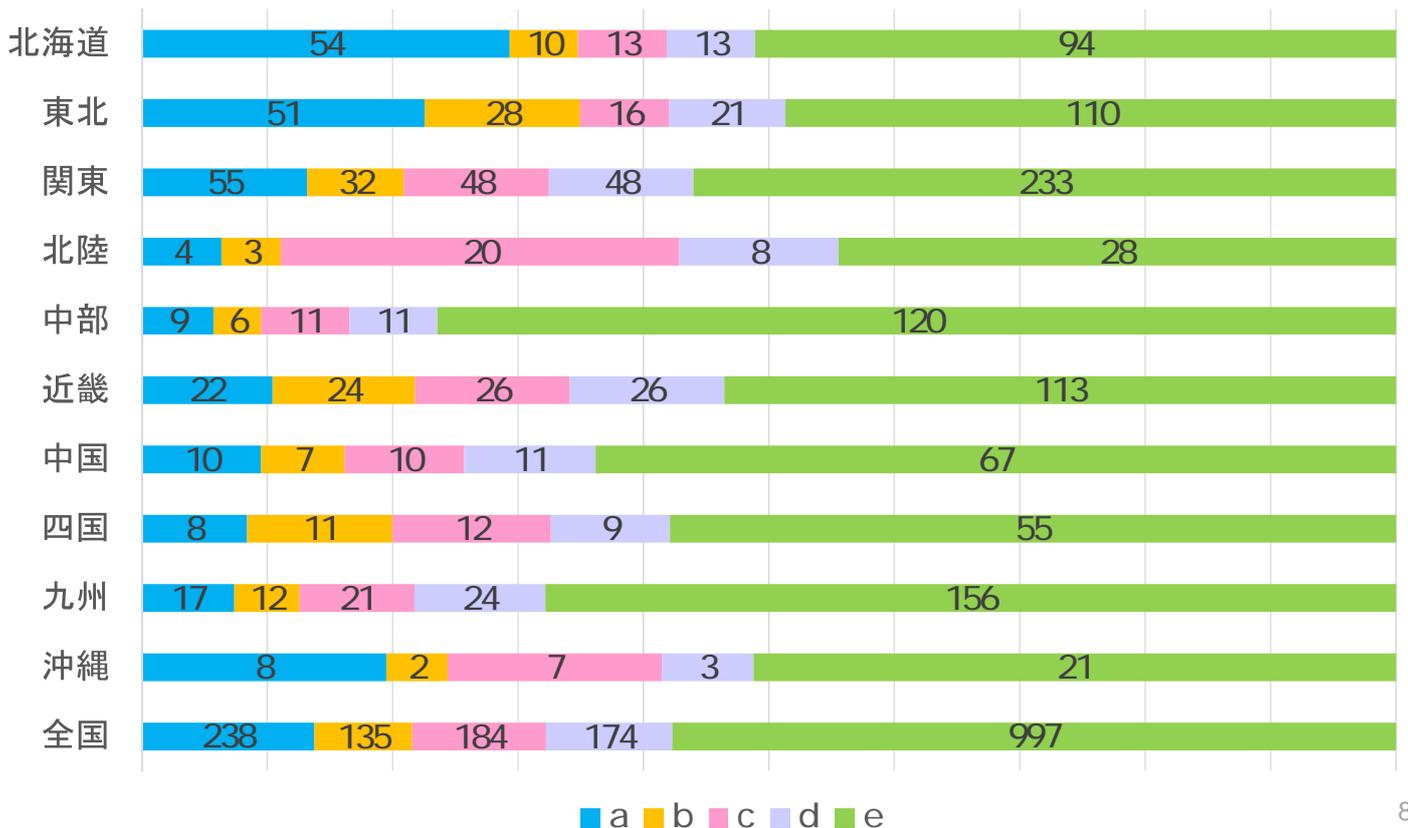


7

# 市町村における平準化率(金額)※ブロック別

平準化率: 年度の平均と4~6月期の平均の稼働状況(金額)の比率

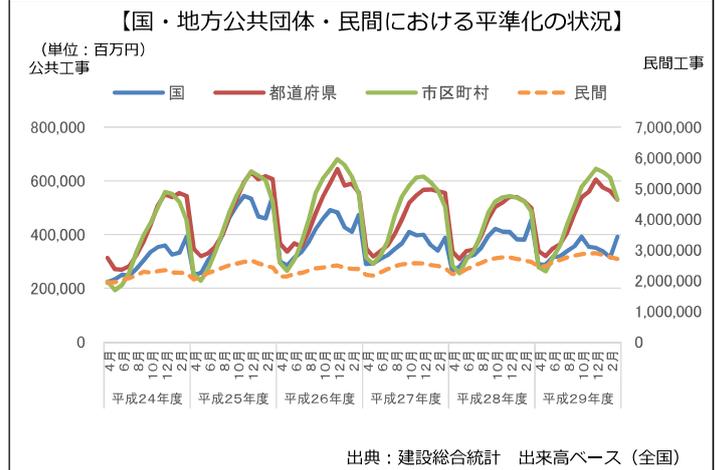
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



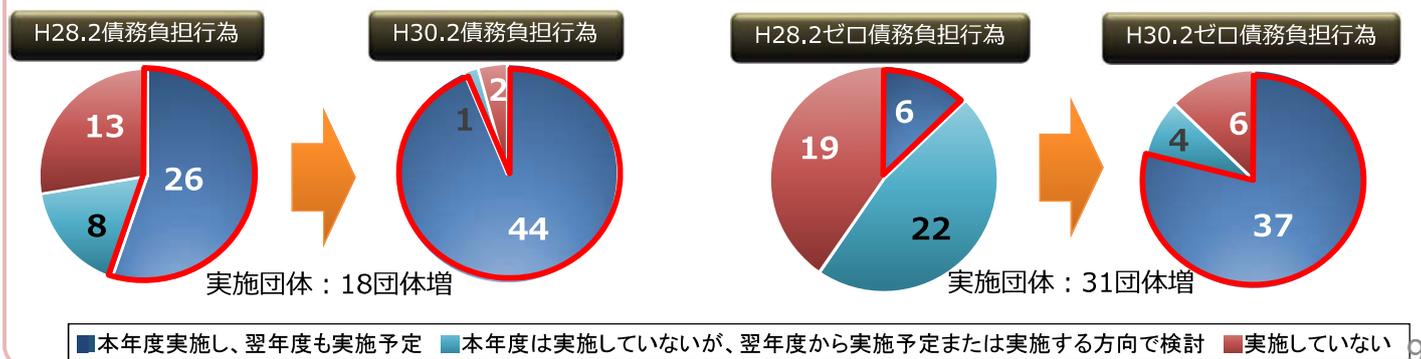
8

## 取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請
- H29.3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H30.5 市区町村が取り組む先進的な事例を拡充し、平準化の取組事例集第3版をとりまとめ



## 債務負担行為の活用状況（交付金事業/H28.2、H30.2比較）



# 地方公共団体における平準化の取組事例集(さ・し・す・せ・そ)

○ 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成30年5月に改訂。

## ■地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

### ① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用  
また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

### ② (し) 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

### ③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

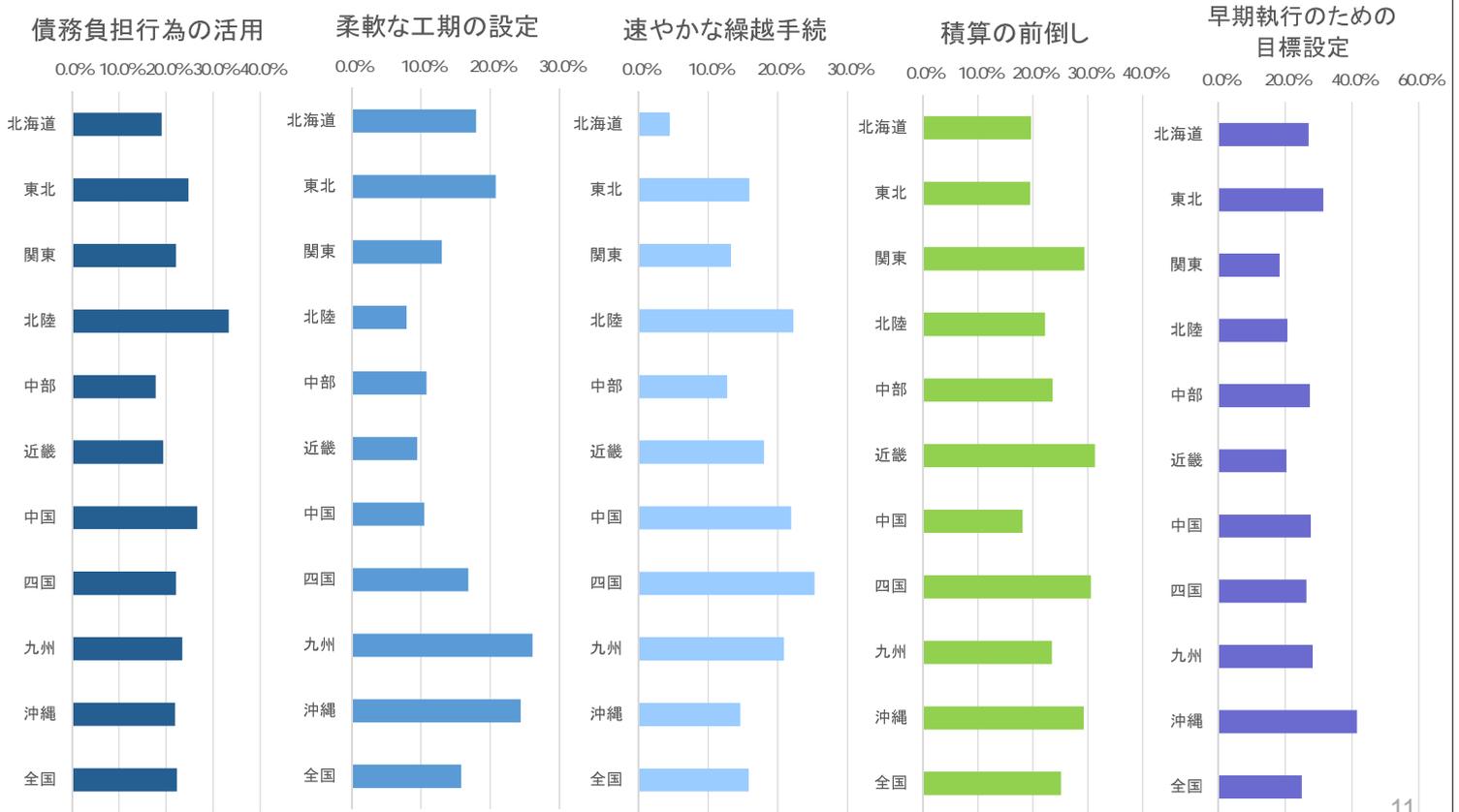
### ④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

### ⑤ (そ) 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

## 各ブロックにおける「さしすせそ」に取り組んでいる団体の割合



平成29年度公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく実態調査より（H29.3.31時点）

# 地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～【第3版】

平成30年5月

土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

## 目次

1. 本事例集の趣旨・目的
2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）
3. 都道府県における取組状況
4. 都道府県における取組事例
5. 市区町村における取組状況
6. 市区町村における取組事例
7. 市区町村へのアンケート調査結果

【参考】 国土交通省における発注や施工時期の平準化

# 1. 本事例集の趣旨・目的

国土交通省では、平成28年4月に「地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～」を作成し、公表致しました。また、平成29年3月に新たに市区町村の取組事例を収集して充実を図り、第二版として作成し、公表致しました。

この事例集は、地方公共団体から「取組を進めるに当たって他の地方公共団体の取組事例を参考としたい」などの意見が多数寄せられたことから、これらのニーズに対応するため作成したものです。

年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であり、改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注・施工時期等の平準化に努めることとされています。

発注・施工時期等の平準化にあたっては、債務負担行為の積極的な活用、発注見通しの統合・公表、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図る必要があります。

国土交通省においては、これまで国庫債務負担行為の活用として、平成27年度から、工期が12ヶ月未満の工事についても、必要に応じて、適正な工期を確保するため2カ年国債を設定するとともに、平成29年度当初予算では、新たにゼロ国債を設定するなど積極的に平準化の取組を推進しております。平成30年度予算においても、国庫債務負担行為の額を前年度より上積みするとともに発注見通しの統合・公表を拡大するなど、平準化の推進に積極的に取り組んでおります。

このような発注・施工時期等の平準化に向けた取組をさらに多くの地方公共団体に広げることが重要であることから、昨年に引き続き、地方公共団体が取り組む事例を収集し、本事例集をとりまとめたところです。

今般改訂した事例集では、都道府県の取組状況と共に、積極的に平準化を進めている市区町村の取り組みや工夫等を拡充し、取りまとめ致しました。

地方公共団体においては、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、一層の発注・施工時期等の平準化に向けた取組を進めるための一助として、引き続き、本事例集を活用して頂ければ幸いです。

# 1. 本事例集の趣旨・目的（関係法令等）

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（抄）

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

**四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。**

## 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成26年9月30日閣議決定）

（抄）

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

（3）計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、**発注者は、債務負担行為の積極的な活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。**また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

## 発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）

（抄）

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施（発注や施工時期等の平準化）

（2）工事発注準備段階

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、**発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。**また、**債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。**

# 1. 本事例集の趣旨・目的

## 平準化の効果

年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量が安定することで以下のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性の向上）することが考えられる。

（発注者）

- 人材・資材の効率的な活用の促進による入札不調・不落への対策
- 中長期的な公共工事の担い手確保対策
- 発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避

（受注者）

- 人材・資機材の実働日数の向上等による建設業の企業経営の健全化
- 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（特に休日の確保など）
- 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進（建設業の災害時の即応能力も向上）

## 平準化に向けた取組

平準化を進めるに当たっては、以下の取組が考えられる。

- ㊤ 施工時期等の平準化も踏まえた債務負担行為の活用
- ㊦ 余裕期間制度の活用等による工事着手時期の柔軟な運用
- ㊧ 適切な工期設定を行ったうえでの、繰越制度の適切な活用
- ㊨ 設計・積算を前年度までに完了させることによる早期発注
- ㊩ 計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注

3

# 2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）

## （さ）債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

## （し）柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。
- ※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

## （す）速やかな繰越手続

- 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

## （せ）積算の前倒し

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

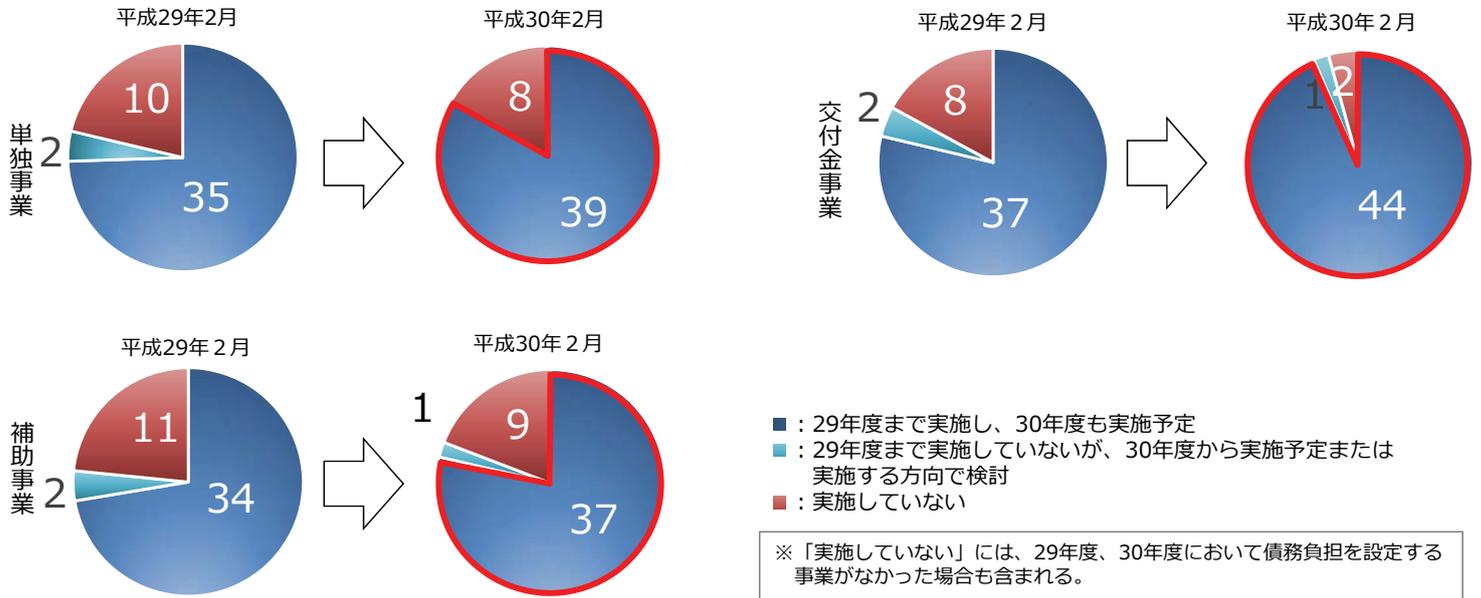
## （そ）早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

- 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

4

#### 【債務負担行為の活用状況】

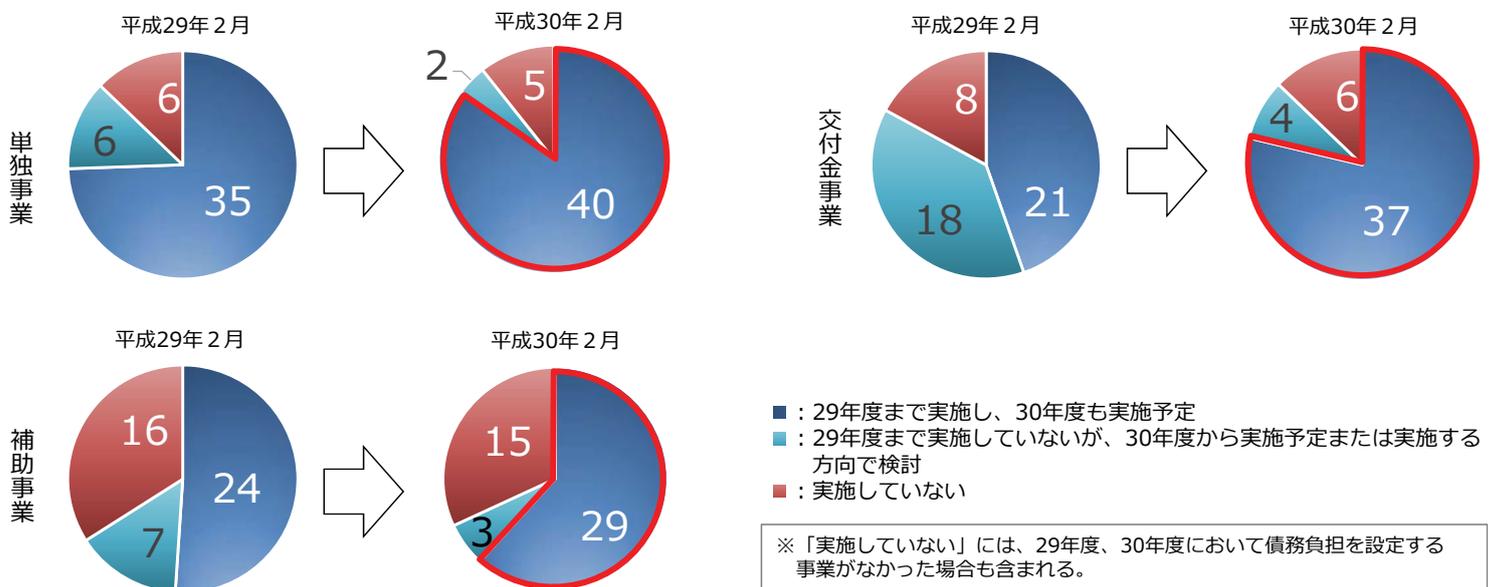
平準化の観点から踏まえた債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では39団体、補助事業では37団体、交付金事業では44団体となっており、昨年2月時点と比較すると、全ての事業で債務負担行為を活用する団体が増加している。



施工時期等の平準化に向けた取組状況に関する都道府県アンケート調査 (H30.2)より 5

#### 【ゼロ債務負担行為の活用状況】

平準化の観点から踏まえたゼロ債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では40団体、補助事業では29団体、交付金事業では37団体となっており、昨年2月時点と比較すると全ての事業で増加している。特に交付金事業では、大幅に増加している状況。

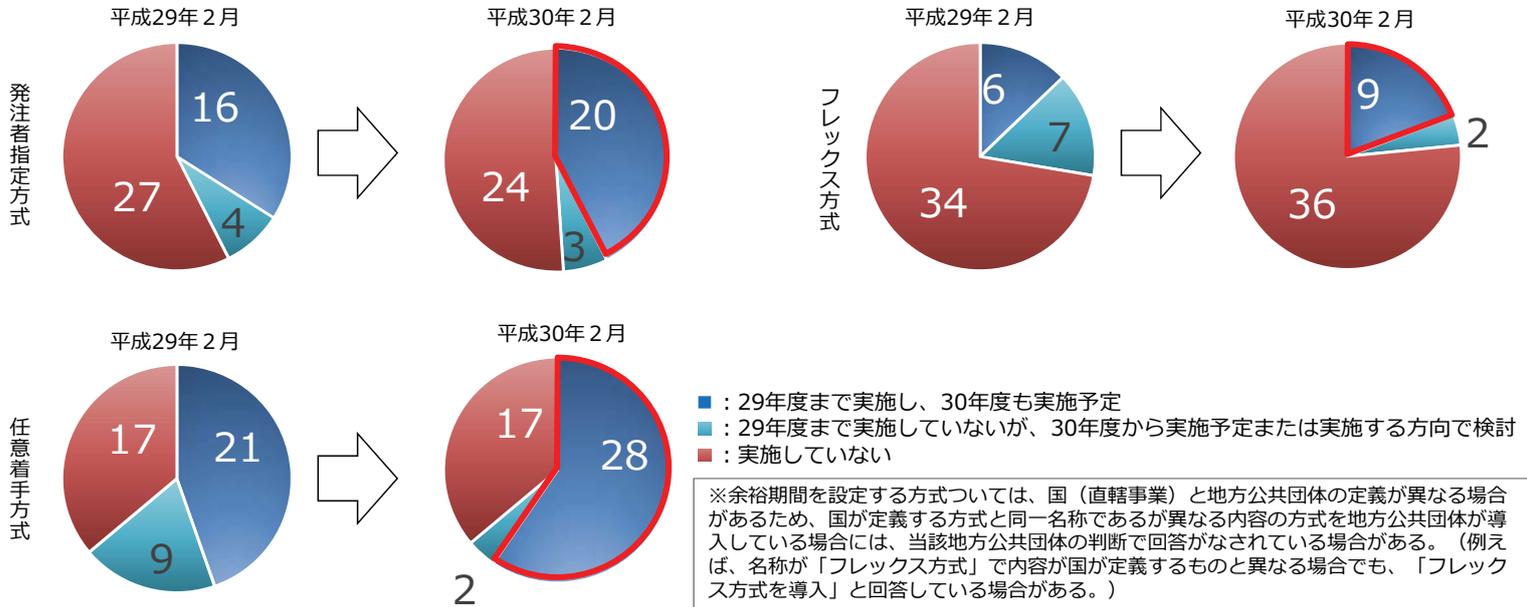


施工時期等の平準化に向けた取組状況に関する都道府県アンケート調査 (H30.2)より 6

#### 【柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）】

余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、発注者指定方式では20団体、任意着手方式では28団体、フレックス方式は9団体となっており、昨年2月時点と比較するとそれぞれ増加している。

なお、いずれかの余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、昨年2月時点では30団体であったが、今年2月時点では37団体となっている。



施工時期等の平準化に向けた取組状況に関する都道府県アンケート調査（H30.2）より 7

#### 【速やかな繰越手続】

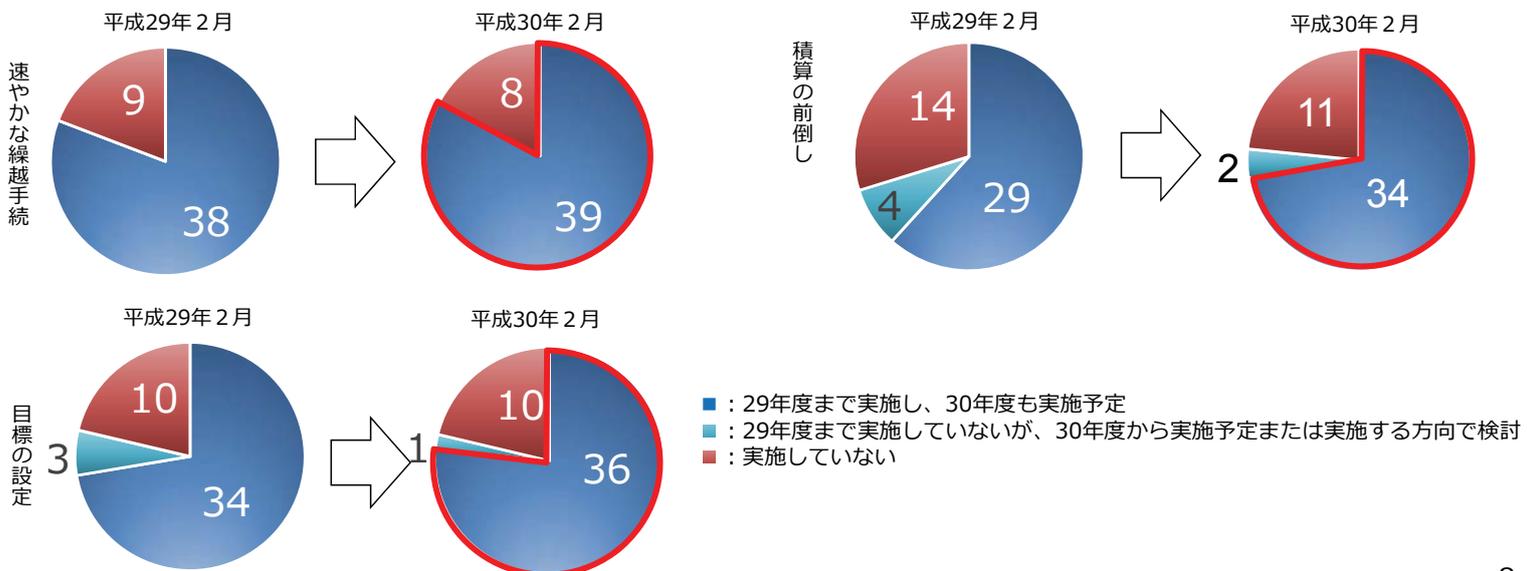
繰越制度の活用にあたり、これまで年度末直近の議会で行っていた手続きを、それ以前の議会で行っている都道府県は39団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。早ければ、6月に手続きを行っている団体もある。

#### 【積算の前倒し】

年度当初に速やかに発注手続きを開始するため、前年度のうちに設計・積算を完成させる取組を実施している都道府県は34団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。

#### 【早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）】

年度当初から予算執行のための執行率や契約率の目標を設定している都道府県は36団体ある。



施工時期等の平準化に向けた取組状況に関する都道府県アンケート調査（H30.2）より 8

## 4. 都道府県における取組事例①【債務負担行為の活用】

### 福島県

平成29年度12月補正予算において、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定。

#### 土木部 12月補正予算

初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

#### 事業の概要

○初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

- ① 県単事業 限度額 14.4億円 (昨年度設定限度額 10.1億円)
- ② 交付金事業 限度額 10.6億円 (昨年度設定限度額 4.5億円)

#### 対象とする事業

次年度事業の契約を前年度1～3月に前倒しすることにより、年度初めの工事量確保と施工の平準化を図るため、以下に該当する工事等について、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定するものです。

- 会津地方など、積雪により施工期間が限られる豪雪地域において、降雪期前に工事を完了するために適正工期を確保する必要があるもの。
  - ・ 国道352号(南会津町)：雪崩対策工 等



- 出水期を迎える前に河川内を掘削し、洪水被害の防止を図る必要があるもの。
  - ・ 逢瀬川(郡山市)：河道掘削工 等

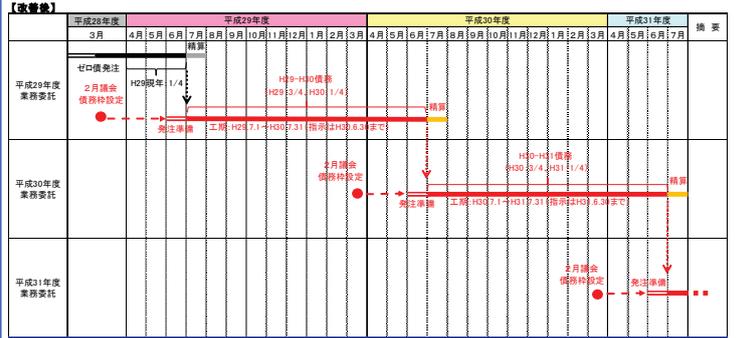
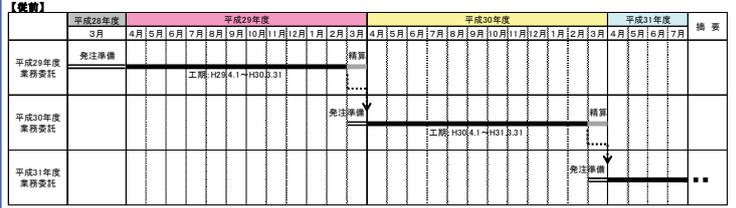


- その他、施工条件等から、早期に着手する必要があるもの。

(福島県HPより)

### 静岡県

道路維持管理業務については、4月1日から翌年3月末までの契約期間で業務を実施していたが、精算事務の關係上、年度末に道路に異常があった場合、業務対応ができず職員が直営で対応していた。平成28年度より、債務負担行為を適用し、7月から6月までの年度をまたぐ契約期間に変更し、年度末に発生した道路の異常への対応を迅速に行うとともに、発注時期の平準化を図っている。



## 4. 都道府県における取組事例②【債務負担行為の活用】

### 青森県

平成29年度11月補正予算において、県事業の早期発注のため、社会資本整備総合交付金事業及び県費単独事業について債務負担行為を設定。

- 【社会資本整備総合交付金事業】 40億円
- 【県単独事業】 20億46百万円

### 秋田県

平成29年度12月補正予算において、社会資本整備総合交付金事業に関して債務負担行為の設定が可能となったことから、この制度を活用して前倒し発注を積極的に推進し、事業の平準化を図った。

- 【社会資本整備総合交付金事業】 14億54百万円
- 【県単独事業】 14億85百万円

### 群馬県

平成29年度11月補正予算において、年末から年度末にかけての公共事業発注の端境期対策として、ゼロ県債を活用し、中小企業への発注量を確保。(設定額：20億円)

### 埼玉県

平成30年度第一四半期の工事稼働件数の月別平均値を年間平均稼働件数の90%以上とすることを目標とし、平成29年度12月補正予算において、道路事業及び河川砂防事業(計16事業)でゼロ債務負担行為を設定。(設定額：32億62百万円)

### 千葉県

平成29年度12月補正予算において、舗装道路修繕事業、道路改良事業、河川改修事業、港湾維持事業など、多くの事業に平準化を目的としたゼロ県債を設定。(設定額：28億円)

### 新潟県

施工時期の平準化や、閑散期(第一四半期)における安定した工事量の確保に向け、平成29年度9月補正において、社会資本整備総合交付金事業について2カ年県債を設定するとともに、平成29年度12月補正予算においても、2カ年県債のほか、ゼロ県債を設定。(ゼロ県債設定額：77億円(社会資本整備総合交付金事業を含む))

### 富山県

平成29年11月補正予算において、冬期間に損傷した道路舗装の補修や区画線の引き直し、河川の浚渫・伐木などの県単独事業や、早期着手が必要となる国の社会資本整備総合交付金事業に係る公共事業について、年度間の切れ目のない発注と翌年度早期の工事着手を推進するため、ゼロ県債を設定。(設定額：21億円(うち社会資本整備総合交付金事業5億円))

## 4. 都道府県における取組事例③【債務負担行為の活用】

### 和歌山県

平成29年度において、平成30年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約173億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約90億円を計上。

また、平成30年度において、平成31年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約226億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約74億円を計上。

### 島根県

人材不足が顕著な建設業における安定的な雇用の確保のため、平成29年度11月補正予算において債務負担行為を設定し、平成30年度発注工事を一部前倒して年間工事量の平準化を図る。

（設定額：35.1億円）

### 岡山県

平成29年度11月補正予算において、年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、昨年度から実施してきた県単独事業へのゼロ県債の設定に加え、新たに社会資本整備総合交付金事業にもゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】 13億4千万円  
【県単独事業】 12億8千万円

### 香川県

平成28年度から、県単独事業に加え、翌年度に社会資本整備総合交付金事業として執行を見込む工事の一部について、早期着工による端境期における工事量の確保、施工可能時期を踏まえた適切な工期設定などを目的に、ゼロ債務負担行為を設定。

<平成29年度ゼロ債務負担行為設定額>

【社会資本整備総合交付金事業】 9億58百万円  
【県単独事業】 8億28百万円

### 高知県

「建設業活性化プラン」に基づく公共工事の端境期対策として、繰越制度の柔軟な活用と併せて、次年度の地方特定道路整備事業（県単独事業）の一部を前倒して発注する。

H29	229箇所、181.4億円
	うち、県単独事業費6.4億円【債務負担】
H28	467箇所、288.02億円
	うち、県単独事業費1.02億円【債務負担】

### 福岡県

平成29年12月補正予算において、翌年度事業の早期発注と年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業と県単独事業にゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金】 22億12百万円  
【県単独事業】 54億12百万円

11

## 4. 都道府県における取組事例④【債務負担行為の活用】

### 佐賀県

平成29年度11月補正予算において、翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、雨期前における浸水対策、防災対策、安全対策などの事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化や端境期における中小建設業者の受注機会の確保につなげるため、建設工事早期着手対策（ゼロ県債）として、道路整備交付金事業、河川整備交付金事業等の請負契約に係る債務負担行為を設定（設定額：18億75百万円）

### 宮崎県

翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、出水期前に行う浸水対策、安全対策等の事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化を図るため、平成28年度より県単独事業に加え社会資本整備交付金等にも新たにゼロ県債を設定。平成29年度11月補正予算においては、さらに平準化を進めるためゼロ県債を増額設定。

【交付金】 19億33百万円（H28：10億円）  
【県単独事業】 15億45百万円（H28：14億66百万円）

### 長崎県

平成29年度11月補正予算において、端境期（4月、5月）における発注工事量の減少に対応し、発注可能な工事契約を前倒し実施するため、単独事業及び交付金事業にゼロ債務負担行為を設定。

【交付金事業】

道路橋梁街路事業（21億47百万円）、港湾事業（6億50百万円）、河川砂防事業（5億7百万円）

【県単独事業】

道路橋梁街路事業（13億74百万円）、港湾事業（80百万円）、河川砂防事業（2億50百万円）

### 熊本県

平成29年11月補正予算において、早期発注による年度前半の事業量確保を図り、県内景気の下支えに資するため、平成30年度の実施事業のうち早期実施が必要なものについて、ゼロ債務負担行為を設定。（道路新設改良費、治水堤防費、河川改良費、港湾建設費など）（設定額：12億85百万円）

### 鹿児島県

平成29年度12月補正予算において、公共事業及び県単公共事業の平準化等を図るため、債務負担行為（ゼロ県債）を設定。平成28年度からは交付金事業にも拡大。

（設定額：33億65百万円）



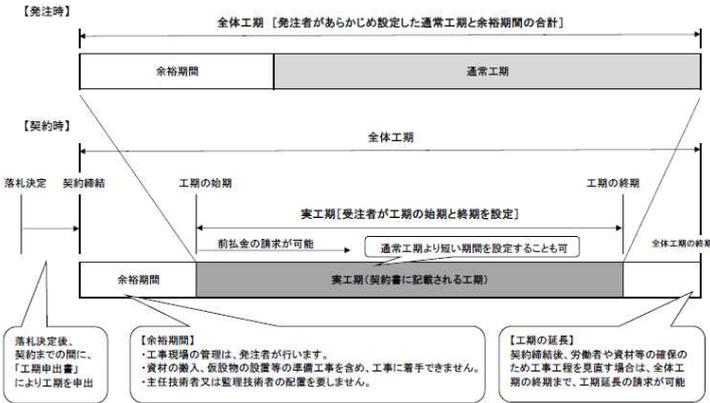
12

北海道

フレックス工期制実施要領の制定

建設管理部が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で受注者が工事の始期・終期を決定できるフレックス工期制を導入し、平成29年1月4日以後に公告等を行う工事から適用。

フレックス工期制概要図



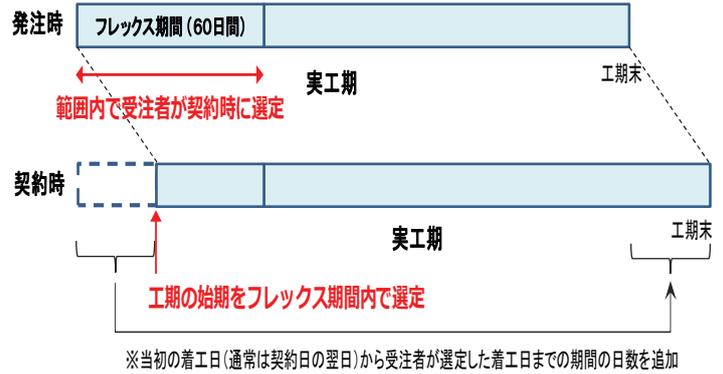
(北海道HPより)

和歌山県

フレックス工期制度

- ・入札公告に示した落札予定日から60日以内で任意に着工日を選択
  - ・書面による技術提案提出日から着工日の前日までの期間は主任技術者の配置不要
  - ・着工日から工期終了日までの期間は標準工期を確保
- ※対象：受注者が一定の期間内で着工日を選択することが有益と認められる工事（入札公告で明示）

和歌山県のフレックス工期による契約方式（イメージ図）



※当初の着工日（通常は契約日の翌日）から受注者が選定した着工日までの期間の日数を追加

⇒ 実工期は変わらない

千葉県

フレックス工期契約制度の適用拡大

これまで、「建築工事・建築設備工事」の発注において、『フレックス工期契約制度』を平成26年11月より導入していたが、平成29年1月1日より、県が発注する全ての建設工事に適用できるとし、受注者が工事着手時期を柔軟に設定することにより、技術者等を計画的に設置できるよう、対象工事を拡大。

本制度を適用する工事では、施工中の工事の完成時期や技術者を有効に活用するための配置などを勘案しながら、入札に参加することが可能となる。

新潟県

「施工時期選択可能工事制度」の拡充に向けたモデル工事の実施

施工時期の平準化に向け、建設企業が有する人材・資機材等の安定的・効率的な活用ができるよう、施工時期選択可能工事制度の拡充に向けたモデル工事を実施。

【対象工事】

平成30年1～3月に発注する予定価格250万円超3,000万円以下で債務負担行為を設定した工事を対象（随意契約は除く。）。

山形県

余裕期間制度の試行

平成28年の状況

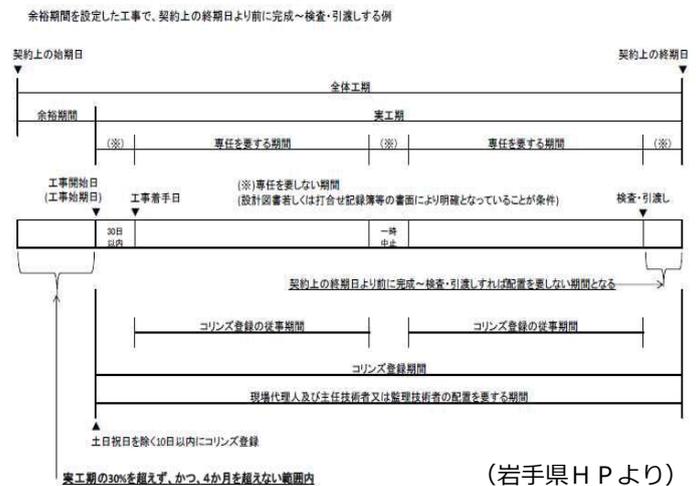
受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する建設工事の請負契約において、発注者が示した工事着手期限までの間に、受注者が工事の始期を選択できる契約方式を平成28年11月1日から試行。

岩手県

余裕期間の設定

県土整備部が所管する県営建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、実工期の30%を超えず、かつ4ヶ月（120日間）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる制度を平成29年2月より導入。

余裕期間を設定した工事のイメージ



(岩手県HPより)

平成29年の状況

平成29年度末までに26工事で実施。試行を行った発注工事の受注者にアンケート調査を実施したところ、全回答者から余裕期間制度を望む回答が得られたため、試行を継続。

静岡県

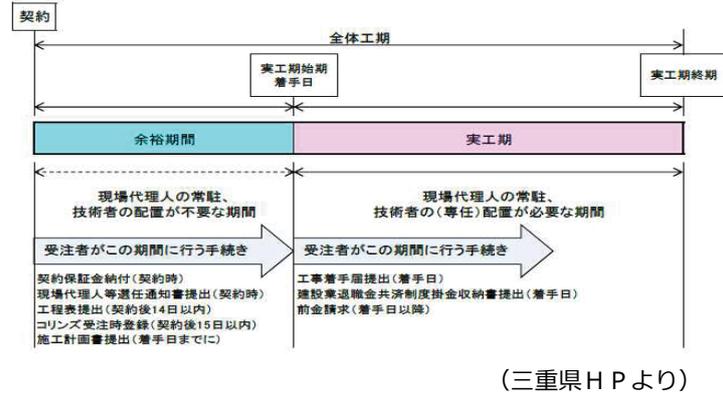
工事着手日選択型工事試行要領の策定

業務の平準化をさらに進めるため、新たに受注者が自由に着手日を選択することを可能とした工事着手日選択型工事試行要領を策定（平成28年4月1日施行）。受注者が、工事着手日選択可能期間内（90日以内）で工事着手日を選択し契約締結することが可能。平成29年度からゼロ債務負担行為予算による工事を対象に追加。（試行件数は各発注機関1件以上。）

三重県

建設工事における余裕期間制度の試行導入

早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、平成28年9月1日以降に入札公告を行う県発注の建設工事において試行導入。

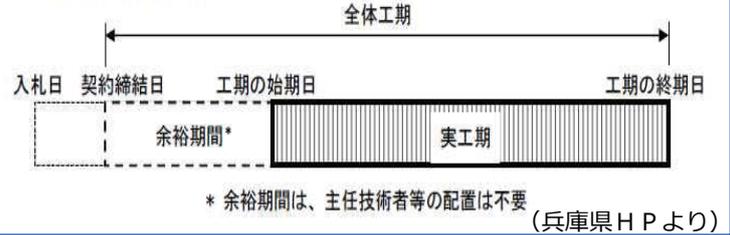


兵庫県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間（最大60日）を設定した工事を試行。  
 [実施時期] 平成28年4月入札公告分から実施。

<参考> 余裕期間制度を活用した工事



島根県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、島根県土木部が発注する公共工事の一部を対象に、工事開始前に余裕期間（60日）を設定した工事の試行。

岡山県

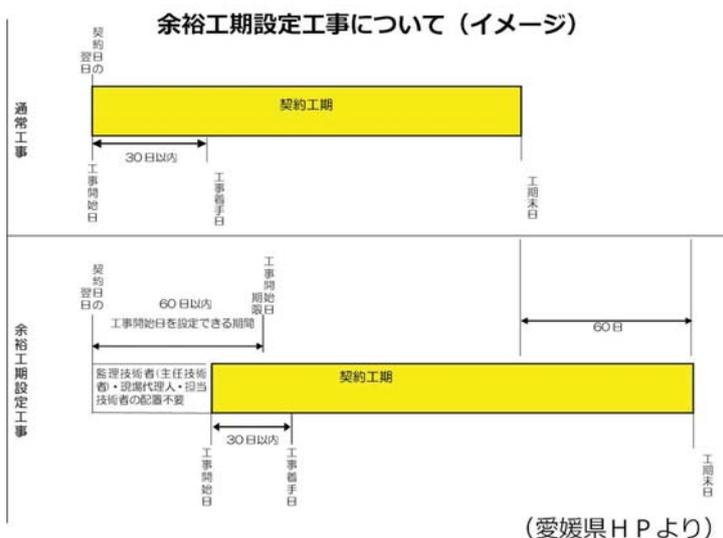
余裕期間設定工事の試行導入

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、平成29年4月以降に発注する工事から余裕期間設定工事を試行。余裕期間設定工事では、受注者は、工事期間の30%かつ60日以内で発注者が設定した余裕期間内に、任意に工事開始日を選定することが可能。

愛媛県

余裕工期設定工事の実施

改正品確法に基づく運用指針の趣旨を踏まえ、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定を行い、施工時期の平準化に努めるため、土木部発注工事において、工期に余裕期間を設定した工事を平成28年2月1日より試行。平成29年度からは、全部局において全ての工事に原則適用することとして本格実施している。



高知県

余裕期間の設定

円滑な施工体制の整備の観点から、年度後半（10月以降）に公告又は指名通知を行う工事で、技術者不足等により入札の不調・不落の発生が懸念される等、発注機関において必要と認められるもので、発注者が指定したものを対象とする、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定し、当該余裕期間については、技術者の配置を不要とした工事を実施。

<発注者指定方式>



<任意選択方式>



（高知県HPより）

## 4. 都道府県における取組事例⑨【速やかな繰越手続】

### 栃木県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業及び街路事業等の繰越明許費（185億67百万円（土木費関係））を設定し、9月通常議会で提出。

### 福井県

平成29年度12月補正予算において、用地交渉などにより工期が遅れている公共工事について、翌年度にわたり工事契約が可能となるよう繰越明許費（28億51百万円（土木部関係））を設定し、12月議会で提出。

### 群馬県

平成29年度9月補正予算において、道路維持修繕事業、河川改修事業や街路事業等に繰越明許費（11億13百万円（県土整備費関係））を設定し、9月定例議会で提出。

### 岡山県

平成29年度9月補正予算において、道路整備事業等の繰越明許費（14億95百万円（土木部関係））を設定。また、平成29年度11月補正予算においても、地方道路整備事業等の繰越明許費（30億11百万円（土木部関係））を設定。

### 埼玉県

平成29年度12月補正予算において、年度内の完了が困難なことが明らかになった工事について適正工期を確保するため、道路事業及び河川砂防事業（計18事業）で繰越明許費55億47百万円（県土整備部関係）を設定し、12月議会で提出。

### 宮崎県

平成29年度9月補正予算及び11月補正予算において、公共道路新設改良事業、公共河川事業等の計17事業について繰越明許費（72億48百万円）を計上。

### 千葉県

平成29年度12月補正予算において、道路事業、河川事業、港湾事業、災害復旧事業等で繰越明許費137億76百万円（県土整備部関係）を設定し、12月定例県議会において提出。

### 沖縄県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業や街路事業等について繰越明許費（82億71百万円）を設定し、9月定例議会で提出。また、平成29年度11月補正予算においても、公園事業や港湾改修事業等の繰越明許費（60億76百万円）を設定し、11月定例議会で提出。

### 石川県

平成29年度12月補正予算において、公共工事の通年施工対策の観点から、ゼロ県債（11億円）や繰越明許費（32億28百万円（土木費関係））を早期に設定し、12月定例議会で提出。

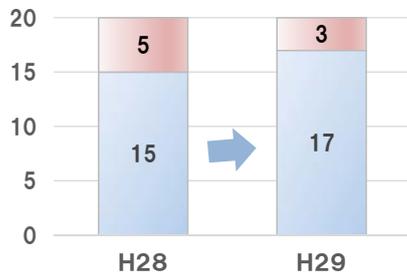
## 5. 市区町村における取組状況①

### 【政令指定都市の取組状況】

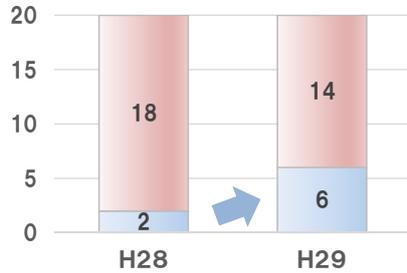
○すべての政令指定都市で、平準化を踏まえた何らかの取組を実施している。個別の取組状況を見ると、債務負担行為を活用している政令指定都市が、平成29年には17団体まで増加している。

(凡例：■実施済み ■未実施)

(n=20) 【債務負担行為の活用状況】



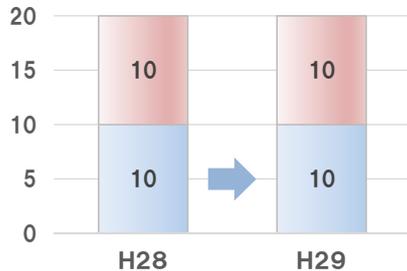
(n=20) 【柔軟な工期設定】



(n=20) 【速やかな繰越手続】



(n=20) 【積算の前倒し】



(n=20) 【執行率等の目標設定・公表】



(n=20) 【発注見通しの統合公表】



## 【市区町村の取組状況】

- 「さしすせそ」すべての分野で、H28調査時点と比較すると、H29において取り組まれている自治体数が増加した。
- 個別の取組状況では、積算の前倒しが432団体と最も取り組まれており、債務負担行為の活用が384団体と次いで多く取り組まれている。

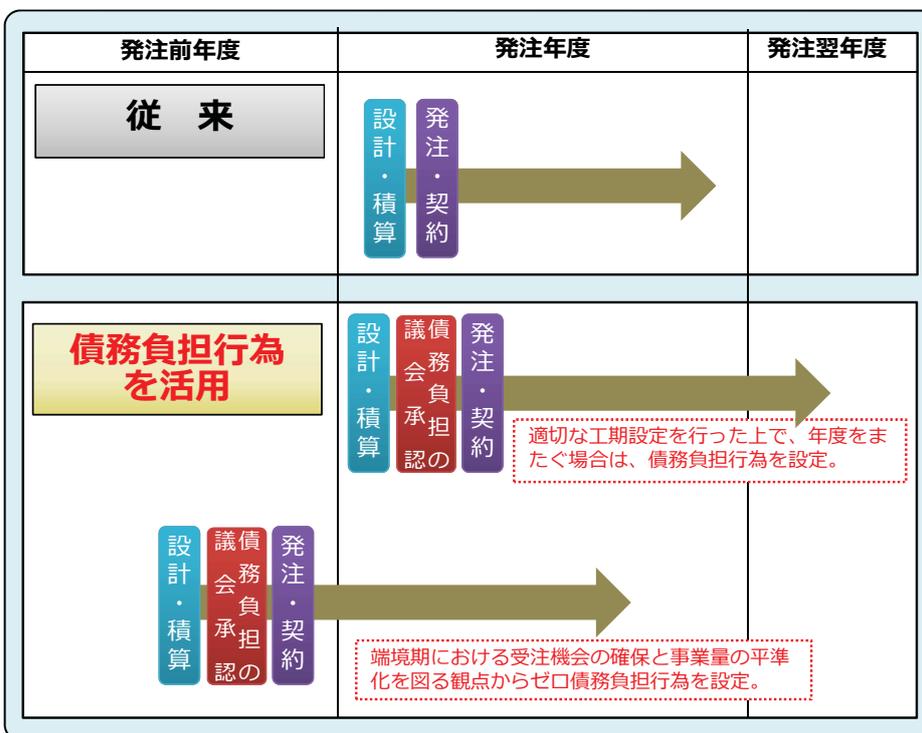


(凡例：■実施済み ■未実施)

平成29年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成29年3月31日時点）より 19

# 6. 市区町村における取組事例①【債務負担行為の活用】

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、債務負担行為の適切な活用を推進している。活用する分野等に工夫を凝らし、独自に活用方法を見出している市区町村も見受けられる。



## 市区町村の工夫

- ▶ **初年度に前払金が活用できない旨を公告**に記載・周知するほか、各年度の出来高予定額及び支払限度額に初年度0円との旨、公告・契約書にあらかじめ記載している（青森県八戸市）
- ▶ 地域の要望・陳情に柔軟に早急に対応するため、**市内道路緊急補修事業に債務負担行為を設定**している（群馬県太田市）
- ▶ 新年度にならないと前払金が活用できないため、**保証会社の制度を紹介**している（長野県長野市）
- ▶ **計画的に工事路線を選定**することで、債務負担行為を有効的に活用している（東京都豊島区）
- ▶ **契約担当、起工担当及び財政当局で調整**し、債務負担行為を活用している。（東京都世田谷区）

平準化の観点から踏まえて債務負担行為（ゼロ債務を含む）を活用している政令指定都市は17団体、市区町村は384団体あり、中には交付金事業において債務負担行為を活用する団体もある。

**北海道釧路市**

建設業者等の経営環境の健全化や労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などを図ることを目的にゼロ市債を設定し、事業を実施（平成28年度：26事業 2億95百万円、平成29年度：23事業 2億59百万円）。平成30年度においても、引き続きゼロ市債を設定。

**北海道帯広市**

平成25年度以降、上下水道工事や舗装新設工事、特殊舗装道路改良工事等を中心に、ゼロ市債を活用した早期発注を実施している。（毎年度:約3億円～6億円程度(10件程度)）

**青森県弘前市**

建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用した発注時期の平準化の取組を実施。  
【債務負担行為（土木費関係）】（平成29年度:70百万円）

❖ ゼロ市債による工事発注時期の平準化への取組について

弘前市では、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用し、公共工事の発注時期の平準化に取り組みます。

1. ゼロ市債とは

市の会計は「単年度会計」であり、原則、一年度ごとに歳入と歳出を決定しています。しかし、新年度予算が成立してから契約手続きをしても、年度当初から工事に着手することは難しいため、「ゼロ市債」では、「単年度会計」の例外である債務負担行為を設定することにより、前年度中に契約締結、工事着工が可能となります。  
債務負担を設定する年度には支出がゼロであり、前払金等の支出は翌年度4月1日以降になることから「ゼロ市債」と言われています。

2. 発注方法

（青森県弘前市HPより）

**福島県会津若松市**

平成29年度12月補正予算において、早期発注による公共工事の発注時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業（1事業）及び市単独事業（5事業）について債務負担行為（2億28百万円）を設定。

**群馬県前橋市**

平成29年度11月補正予算において、公共工事における発注の年間平準化と来年度早期着工のため、道水路補修改良工事や土地区画整理工事等において、平成30年度を期間とするゼロ市債（3億14百万円（土木費関係））を設定。

**群馬県富岡市**

新年度で予定している工事等を現年度に前倒し発注し、公共事業の閑散期といわれる4月から6月期に施工することで平準化を図るとともに、工事等の早期完了・代金の早期支払いによる景気浮揚をねらいとして実施。（19事業 合計額1億30百万円）

**東京都国分寺市**

公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を実施。

ゼロ債務の活用による工事発注時期の平準化について

国分寺市では、公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を行っています。概要は以下のとおりです。

ゼロ債務の活用による工事の早期発注について

国分寺市では、公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を行っています。概要は以下のとおりです。

ゼロ債務の活用による工事の早期発注についての概要 (PDF 63.0KB)

（東京都国分寺市HPより）

**新潟県柏崎市**

公共工事の早期発注と施工時期の平準化のため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用。新年度予算で行う市単独費の工事に、市議会の2月定例会議で債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、新年度当初の施工を可能にするもの。  
（平成29年2月債務負担行為：工事12件、金額97百万円）

ゼロ市債の活用による早期工事発注のお知らせ

市は、公共工事の早期完成を図るため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用します。

対象となる工事は、道路の区画線工事や漁港しゅんせつ工事など、早期に施工する必要がある工事や施工時期の限られている工事で、市単独費で行う工事です。（新潟県柏崎市HPより）

**静岡県浜松市**

平成29年度9月、11月、2月補正予算において、早期発注や関係機関協議等による施工期間の制約への対応により平成30年度当初から工事に着手する事業に対し、積極的に「ゼロ市債」を活用。

平成30年度については、橋梁点検及び橋梁修繕、舗装修繕等の維持修繕に要する事業（25件、金額6億47百万円）で債務負担行為を設定。

## 6. 市区町村における取組事例④【柔軟な工期の設定】

工事の性格等を踏まえ、受注者における建設労働者や建設資材などの確保のため、柔軟な工期を適切に設定することとしている。工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、受注者がより効率的かつ円滑な施工を確保できるように配慮している市区町村も見受けられる。

### 国土交通省における余裕期間制度

#### 発注者指定方式

- 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



#### 任意着手方式

- 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



#### フレックス方式

- 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



- 余裕期間の長さ：工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
- 技術者の配置：
  - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
  - (2) 実工期・実工期間：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

### 市区町村の工夫

- 年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定（福島県いわき市）
- 受注者の円滑な工事施工に資するため、受注者が建設資材の調達や労働力の確保等を計画的に行えるよう、建設工事に係る一般競争入札において、発注者が工事着手日を指定し、実工期の30%かつ4か月を超えない範囲で契約締結日から工事着手日の前日までを余裕期間として設定する余裕期間制度を導入（岐阜県岐阜市）
- 第4四半期に契約する工事について、3ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設けている（熊本県天草市）

23

## 6. 市区町村における取組事例⑤【柔軟な工期の設定】

計画的な発注による工事の平準化や受注者の円滑な工事施工体制の整備等の観点から、余裕期間を設定する工事を導入または試行する政令都市・市区町村は、278団体ある。

### 福島県いわき市

#### 余裕期間の設定

年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定。



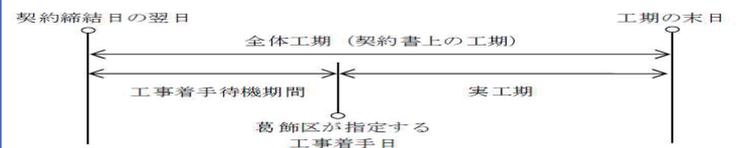
（福島県いわき市HPより）

### 東京都葛飾区

葛飾区が発注する工事において、より円滑な工事の実施を促進するため、早期契約方式およびフレックス工期契約方式を実施。

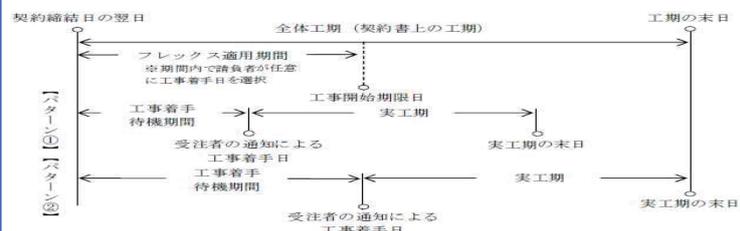
#### ①早期契約方式

契約締結日の翌日から葛飾区が指定する工事着手日の前日までの期間を工事着手待機期間として設定した上で、早期に工事発注。



#### ②フレックス工期契約方式

工事開始時期及び工事完成期限が特定されない工事について、契約締結日から一定の期間内に受注者が工事着手日を任意に決定できる「フレックス適用期間」を設定。



（東京都葛飾区HPより）

24

**宮城県仙台市**

計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的として、余裕期間を設定し、全体工期内で実工期の始期を発注者が予め指定する方式を導入。

**新潟県長岡市**

受注者が施工時期を選択することにより、その受注する工事の平準化及び労働環境条件の整備を進め、安全かつ効率的な施工を確保するため、最終完成期限までの範囲内で施工時期を選択することが可能な「施工時期選択可能工事」を実施。

**静岡県浜松市**

施工時期等の平準化をより一層推進するため、建設工事の一部において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択し契約締結することができる着手日選択型工事を、平成28年8月1日より試行。（単年度工事のみならず、債務負担工事も対象）

**広島県広島市**

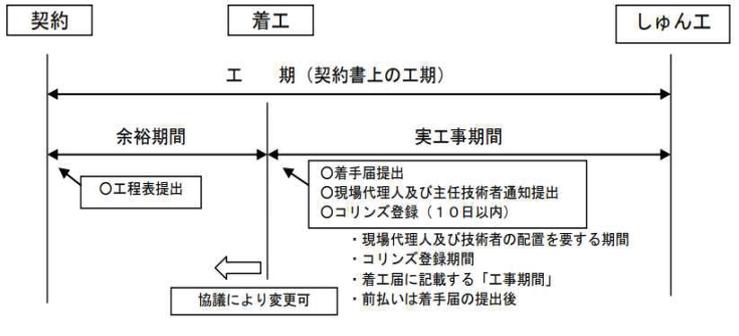
建築・設備工事の円滑な施工を確保するため、一部の建築・設備工事において、工期に余裕期間を設定した工事を試行。余裕期間は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働力確保等の準備を行うために、実際の工事期間前に3ヵ月を超えない範囲で設定。

**福岡県古賀市**

早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるものを対象に、受注者が一定の期間の範囲内で工事着手日を選択できる契約方式（フレックス工期契約制度）を導入。

**熊本県天草市**

余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し3ヵ月を超えない範囲で設定。余裕期間内に建設資材の調達や労働力が確保できた場合、施工担当課との協議により工事着工可。

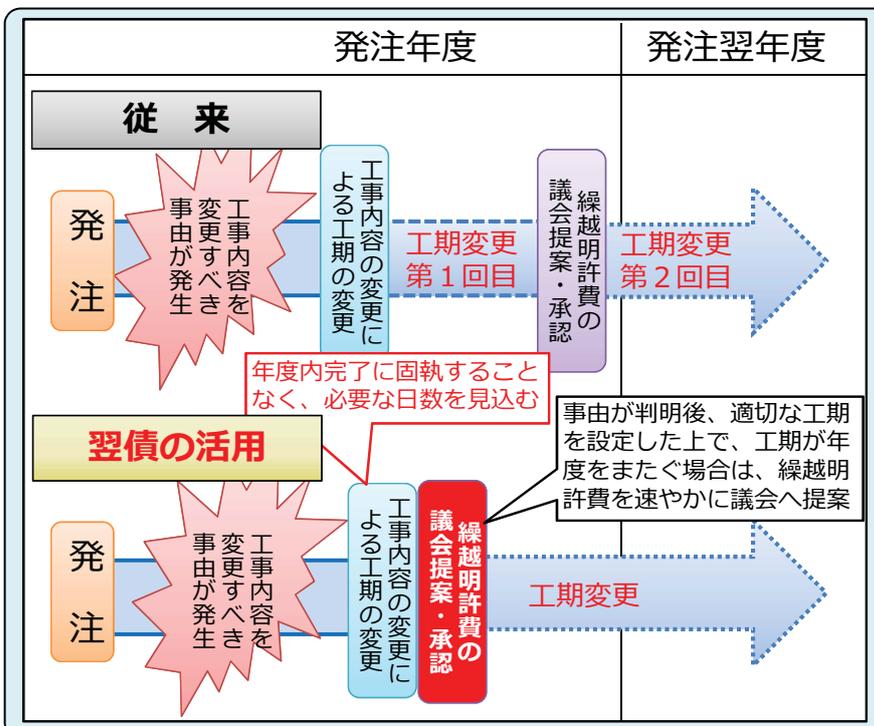


**熊本県熊本市**

受注者の円滑な施工体制整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間を設定することができることとしている。余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し、必要に応じて設定することとし、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式のいずれかの方式において設定する。

6. 市区町村における取組事例⑦【速やかな繰越手続】

工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用することとしている。市区町村においても、年度末間際の繰越手続や、年度内の工事完了に固執することなく、早い段階から必要日数を見込み、早めに議会（例えば12月議会等）に上程するなど、早期の繰越制度を活用している団体が複数存在している。



**市区町村の工夫**

- 工事又は業務を実施する中でやむを得ない理由により契約内容等の見直しが生じ、その結果、**年度内に支出が終わらない場合は、その段階で繰越手続を開始**(岩手県釜石市)
- 工期を勘案し、年度内に工事の完了が見込めないことが明らかな事業は、年度末を待たずに繰越手続を実施。**平成29年度は、12月議会で一部対応**(栃木県さくら市)
- 単年度工事完了に努めているが、発注後の現場状況を考慮し早々の**12月議会で繰越明許を活用し対応**している(奈良県生駒市)
- 工期を勘案し、年度末までに繰越が必要と判断される事業はあらかじめ**前年12月の段階で議会手続きを経る**ことにより、適切に工期を設定することができた(沖縄県浦添市)

## 6. 市区町村における取組事例⑧【速やかな繰越手続】

工事等を実施する中で、やむを得ない事由により、当初想定していた内容を見直す必要が生じた段階で速やかに繰越手続を開始する政令指定都市・市区町村は、275団体ある。

### 北海道室蘭市

平成29年度12月補正予算において、市営住宅改修費や団地建替事業費に繰越明許費（3億27百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 京都府舞鶴市

平成29年度12月補正予算において、道路新設改良事業費について、繰越明許費（66百万円）（土木費関係）を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 山形県南陽市

発注後の現場の状況や、降雪の状況を考慮し、年度内に完了しないことが見込まれた場合、その段階で繰越手続を開始。平成29年度12月補正予算において、公園整備工事に繰越明許費（29百万円（土木費関係））を設定し、第3回定例会（12月）に提出。

### 広島県三次市

当初工期の最終を2月末日とし、標準工期がとれないものや発注済みで3月末日に完了できないものについては6月、9月又は12月議会で繰越の承認を受けるように工事担当課へ指示している。

平成29年度においては、9月補正予算において、小路美装化事業等について、繰越明許費（50百万円（土木費関係））を設定し、第3回定例会（9月）に提出。また、12月補正予算において、市道・橋梁改良事業について、繰越明許費（3億15百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 埼玉県春日部市

平成29年度12月補正予算において、橋梁長寿命化修繕事業について、繰越明許費（3億18百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 熊本県天草市

平成29年度12月補正予算において、市道改良事業等について、繰越明許費（4億14百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

### 東京都八王子市

平成29年度11月補正予算において、台風第21号により被災した施設等の復旧事業費を計上すると共に繰越明許費（7億48百万円（土木費関係等））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

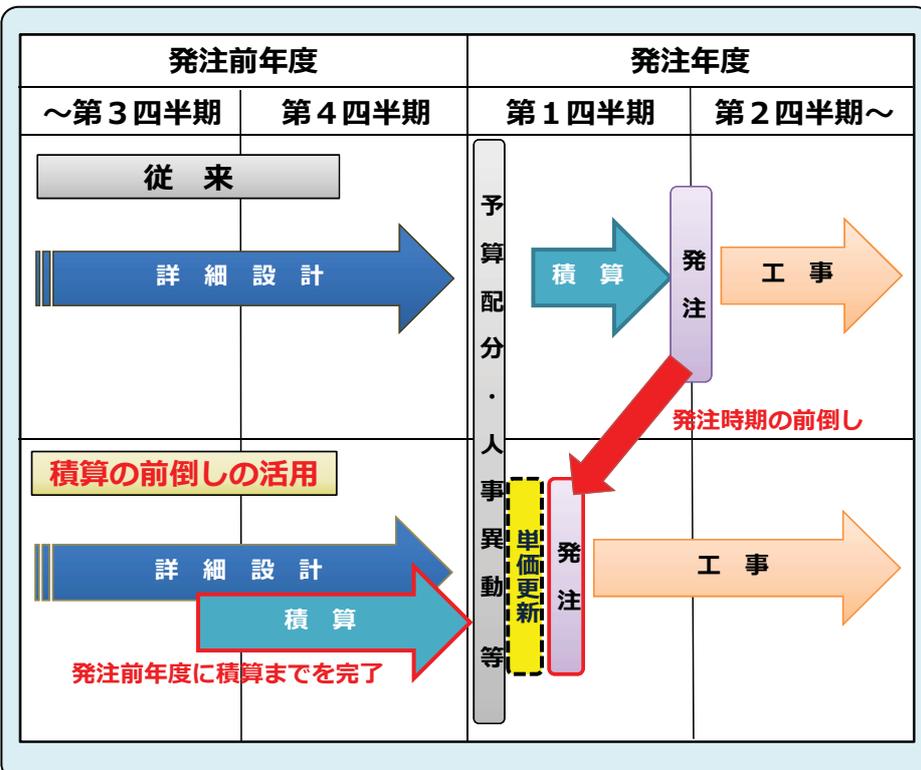
### 鹿児島県出水市

平成29年度12月補正予算において、一般道路整備事業等について、繰越明許費（1億50百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

27

## 6. 市区町村における取組事例⑨【積算の前倒し】

予算配分後、速やかに工事の発注手続を開始できるよう、発注前年度のうちに積算までを完了する「積算の前倒し」を活用し、新年度に速やかに発注を行えるような工夫を実施している市区町村が多数見受けられる。



### 市区町村の工夫

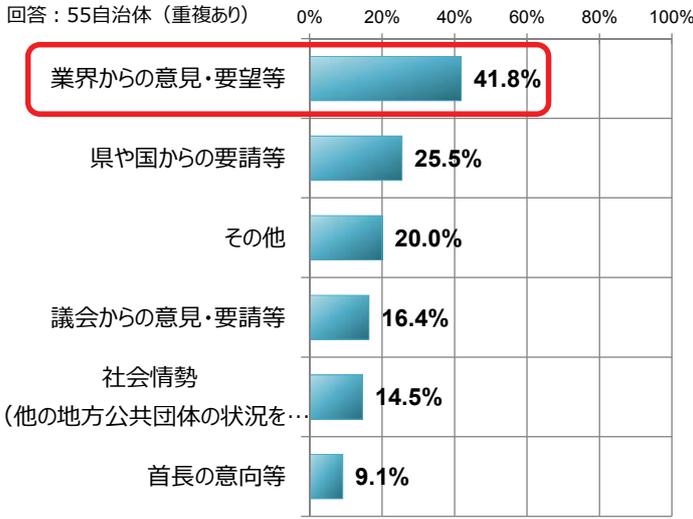
- ▶ 前年度までに一定程度の積算を完了させ、最新単価の入力で完成できるよう下準備を行っている（茨城県東海村）
- ▶ 設計業務を早期発注（年内工期100%）することで、工事発注の積算、契約図書の作成時間を確保している（東京都府中市）
- ▶ 発注前年度のうちに設計・積算を完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を実施（京都府宇治市）
- ▶ 積算から入札までの時間が短縮され、年度当初の早期発注に繋がっている（福岡県柳川市）
- ▶ 工事担当者（職員）を対象とした実務担当者会議を毎年開催し、早期発注の意識共有を図っている（福岡県小郡市）

28



平準化に向けた取組の導入契機に関する市区町村からのご意見

業界からの意見・要望等が取組を導入する契機となったとの回答が最も多かったほか、県や国で先行して実施している状況を勘案して導入した等の回答が続いている。



- **業界からの意見・要望等**
  - ・年度当初の閑散期（4～6月）における技術者の効率的な配置
  - ・現状では工事の端境期があるので、年間を通じて平均的な発注を要望
  - ・公共事業の品質確保のため、発注や施工時期の平準化の要望がある。
- **県や国からの要請等**
  - ・県において施工時期の平準化に努めるために余裕工期制度が制定されたことを受け、当市でも同様の制度を導入するきっかけとなった。
- **その他**
  - ・独自の下請契約の実態調査では、過半数が「早期発注をさらに増やしてほしい」との回答があり、更なる実施が望まれている。
- **議会からの意見・要請等**
  - ・市民ニーズへの対応、品質の確保、コストの縮減、地元企業の発展などの効果に関する意見があった。
  - ・受発注者双方にメリットがあり、受注者の企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率の向上にもつながるとの意見があった。
- **社会情勢**
  - ・寒冷地帯固有の問題として、土木工事期間の制約があり、冬期における雇用確保が恒常的な課題となっていた。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

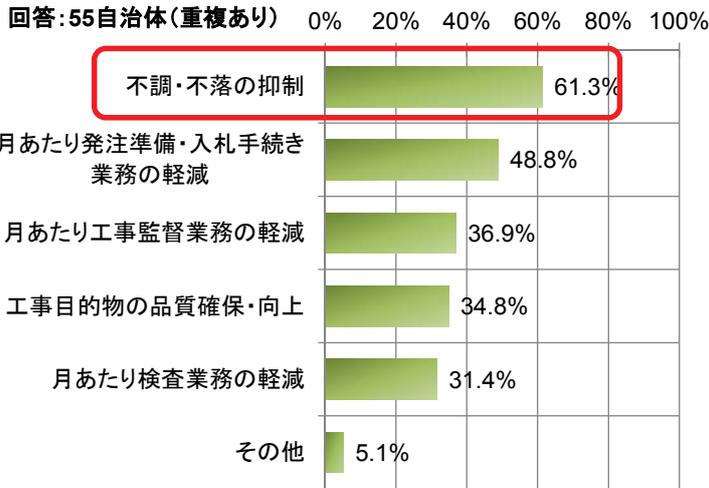
Q. 平準化に向けた取組を導入する契機を選択の上、具体的な導入経緯や背景について回答してください。

選択肢：業界からの意見・要望等／議会からの意見・要望等／首長の意向等／社会情勢（他の地方公共団体の状況を考慮等）／県や国からの要請等／その他（複数回答可）

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

平準化の促進により期待する効果に関する市区町村からのご意見

平準化の取組により、不調・不落の抑制につながるという意見が多かったほか、工事発注や監督業務の軽減により、工事目的物の品質向上に期待するといった意見が多くみられた。



- **不調・不落の抑制**
  - ・第1四半期に工事発注を例年より多く行うことにより、請けてもらえる業者が増えたため、不調・不落が少なくなった。
  - ・工事発注が集中すると業者の手持ち工事が飽和状態となり、入札不調が発生するが、発注の平準化及び発注見通しの公表により不調が低減。
  - ・大型建築工事については全国の情勢に影響を受けやすいので、余裕工期等の平準化への取組によって不調を抑える効果はあった。
- **月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減**
  - ・2、3月に工事発注できたため、年度当初の多忙な時期の工事発注量が減少した。
  - ・積算ミスの減少にもつながっている。
  - ・債務負担を設定している工事に関しては地域の要望や陳情に対して柔軟な対応が可能になった。
- **月あたり工事監督業務の軽減**
  - ・工事着手まで協議時間がとれることにより、スムーズな施工ができた。
  - ・工事件数が平準化され、職員の時間外勤務が減少した。

● **工事目的物の品質確保・向上や、月あたり検査業務の軽減等**

・余裕を持った工期設定にて丁寧な作業が行われ、品質が向上。人材の安定確保、コスト縮減、災害時等への対応の提供、地域経済の活性化が期待できる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

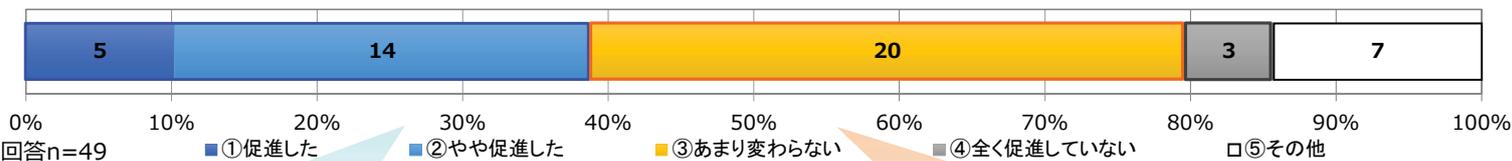
Q. 平準化に向けた取組を実施する上で、期待している効果を回答してください。

選択肢：月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減／月あたり工事監督業務の軽減／月あたり検査業務の軽減／工事目的物の品質確保・向上／不調・不落の抑制／その他（複数回答可）

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

取組導入後における促進状況に関する変化について

- 促進した、やや促進したとの回答と、あまり変わらないとの回答がほぼ同数となっている。
- 促進した、との回答における自由意見では、工事の閑散期がなくなったとの意見もある一方、小中学校の工事や、出水期を避けるべき工事等、平準化が困難な事業について、課題として挙げられている。



● 促進した・やや促進した

- ・ 第1四半期に工事発注があるため、**工事の閑散期がなくなった**。
- ・ 特定の時期に工事が著しく集中するといった事態が緩和され、**年間の工事計画の平準化に多少効果があった**と考えている。
- ・ 庁内で「工事発注時期の平準化に関する会議」を開催し、平準化の取組を喚起。財政サイドにも出席を求めている。結果、**不調、不落が少なくなった**。
- ・ 業界から、**第1四半期も技術者を配置できた**との声があった。

● あまり変わらない

- ・ **災害復旧や社会情勢等の影響**に左右されやすい。
- ・ 小中学校の工事など、**工事が限定される**（夏休みなど）ものや、**出水期を避けて行う必要がある工事**が多いため、平準化に取組める事業が少ないことから、あまり変わらない。
- ・ **補助事業においては申請手続きなどの関係**により、実際の発注が下半期に集中してしまう。
- ・ 平準化が原因と言えるはっきりとした効果はまだ出ていないと感じる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）  
 Q. 平準化の取組の導入後、促進状況に関して選択の上、回答理由を回答してください。  
 選択肢：選択肢：①促進した/②やや促進した/③あまり変わらない/④全く促進していない/⑤その他  
 母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

【参考】 国土交通省における発注や施工時期の平準化① 国土交通省

適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為（2か年国債やゼロ国債）を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた3つの取組

① 国庫債務負担行為の積極的活用

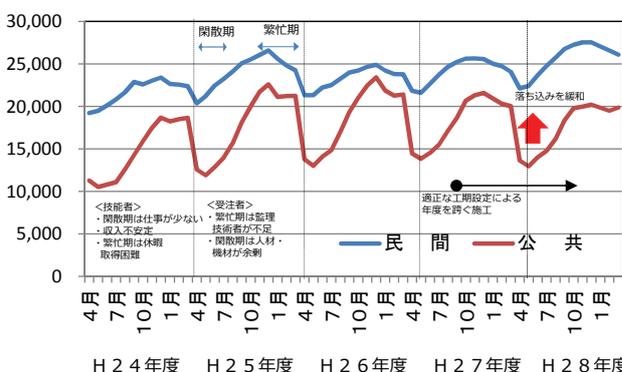
適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為（2か年国債（※1）及びゼロ国債（※2））を上積みし、閑散期の工事稼働を改善**

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉  
 H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円  
 ⇒ H29年度※：約2,900億円 ⇒ **H30年度：約3,100億円**

※ H29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定  
 ※ H30年度の内訳は、2ヶ年国債 約1,740億円、ゼロ国債 約1,345億円

（参考）補正予算でのゼロ国債（29年度：1,567億円）も活用し、平準化に取り組む

＜建設工事の月別推移とその平準化＞



出典：建設総合統計

② 地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大  
 全ブロックで実施している国、地方公共団体等の**発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大**

※参加状況の推移：H29.3末時点：約500団体（約25%）→H30.4時点：約1070団体（約54%）  
 国、特殊法人等：138/206、都道府県：47/47、政令指定都市：19/20、市町村：871/1722（H30.4時点）



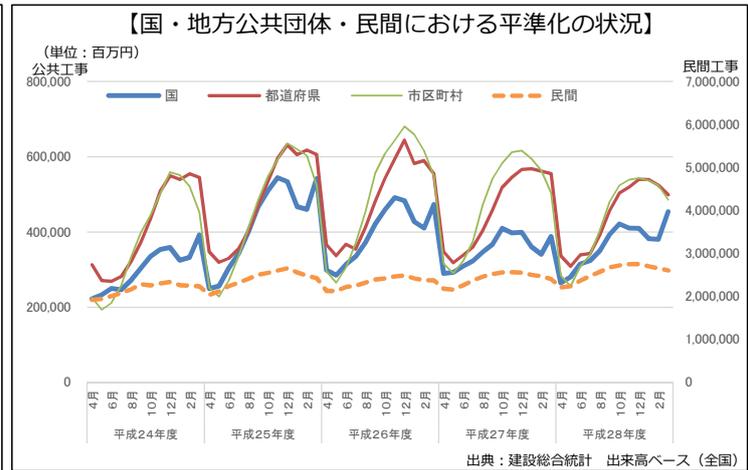
業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

③ 地方公共団体等への取組要請  
 各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、**平準化の取組の推進を改めて要請**

※1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。  
 ※2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請
- H29.3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請



公共工事の円滑な施工確保について（抜粋）（平成30年2月2日 国土入企第26号）／都道府県・指定都市あて通知

4. 施工時期等の平準化について 施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、「**施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について**」（平成28年2月17日付け総行第41号・国土入企第17号）において通知した内容を踏まえ、また「**余裕期間制度の活用について**」（平成28年6月24日付け事務連絡）も参考に、**債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、繰越制度の適切な活用等**により、施工時期等の平準化に努めること。また、受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して**発注見通しを統合して公表**する取組に参加する等必要な措置を講ずるよう努めること。

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について（平成28年2月17日 国土入企第17号）／都道府県、指定都市あて通知

1. 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注に努めること。なお、**社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる**ところであり、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であること。

2. 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意の上、**工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。**

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

3. 余裕期間の設定

余裕期間については、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資するものであり、**工事の性格等を踏まえて適切に設定すること。**

4. 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、**債務負担行為等を適切に活用すること。**
- (2) 工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、適切な工期を設定した結果、年度内に支出が終わらない場合には、**繰越制度を適切に活用すること。**

余裕期間制度の活用について（平成28年6月24日）（別添抜粋）／都道府県、指定都市あて事務連絡

1. 余裕期間制度とは

余裕期間制度は、契約ごとに、**工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内**で余裕期間※1を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。**柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資すると考えており、工事の発注において、積極的に活用することとしている。**

余裕期間制度には、次の方法がある。

- ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「**発注者指定方式**」という。）
- ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「**任意着手方式**」という。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の内で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（以下「**フレックス方式**」という。）

※1「余裕期間」：契約期間内であるが、**工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間**である。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。

2. 以降は、以下のURLからご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001135341.pdf>

# 全国統一指標の取り組みにおける九州ブロックの目標設定

指標分類	九州ブロック方針	九州ブロック目標（中期）	平成30年度達成目標
<p>《指標①-1》 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の対応状況（見直し等の活用）</p> <p>a：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用 b：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない c：その他 （※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む）</p>	<p>九州ブロック（国、法人等、県、市町村）において『最新の積算基準の要領が未整備（指標値b）』が約6割あり、各発注機関の実情を踏まえ、引き続き基準範囲外の場合の要領の整備について推進を図る。</p>	<p>5ヶ年で九州ブロックにおける指標値aの100%達成を目指す。</p>	<p>各県で指標値aの値を10%以上改善し、九州ブロックにおける指標値aの50%達成を目指す。</p>
<p>《指標①-2》 単価の更新頻度</p> <p>a：最新単価（1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当） b：3ヶ月以内 c：6ヶ月以内 d：12ヶ月以内 e：それ以上</p>	<p>6ヶ月以上単価を見直していない発注機関もあり、各発注機関の実情を踏まえ、最新単価を用いて積算ができるよう推進を図る。</p>	<p>5ヶ年で九州ブロックにおける指標値aの100%達成を目指す。</p>	<p>最新単価を適用できていない県で指標値aの値を5%以上改善し、九州ブロックにおける指標値aの90%達成を目指す。</p>
<p>《指標②-1》 設計変更ガイドラインの策定・活用状況</p> <p>a：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c：設計変更を実施していない</p>	<p>全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で設計変更ガイドラインを策定し、これに基づき適切な設計変更を行うよう改善を図る。</p>	<p>5ヶ年で九州ブロックにおける指標値aの100%達成を目指す。</p>	<p>各県で指標値aの値を10%以上改善し、九州ブロックにおける指標値aの30%達成を目指す。</p>
<p>《指標②-2》 設計変更の実施工事率</p> <p>a：75%以上 b：50～75% c：25～50% d：0～25% e：設計変更を行っていない</p>			
<p>《指標③》 標準化率（件数・金額）</p> <p>a：0.9以上 b：0.9～0.8 c：0.8～0.7 d：0.7～0.6 e：0.6未満</p>	<p>各発注機関において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の標準化を推進する。 ①計画的な発注の推進（早期発注や債務負担行為の適切な活用） ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応</p>	<p>5ヶ年で標準化率（件数、金額）が0.6未満（指標値e）の発注機関の割合の半減を目指すとともに、より一層の施工時期の標準化を推進する。</p>	

# 全国統一指標の取り組み状況について

## ①適切な予定価格の設定

指標①-1:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

### ◆指標分類

- a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領<sup>※</sup>を整備し活用
- b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領<sup>※</sup>は整備していない
- c:その他

※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む

### ◆定義

- ・最新の積算基準:1年<sup>※</sup>以内に更新されている積算基準(※営繕の場合は2年)
- ・基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:  
見積り等により積算する要領を整備し運用しているか否か

### ◆考え方等

- ・積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積もり等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。

### ◆取り組み時点

- ・平成30年3月末時点

## ①適切な予定価格の設定

指標①-2:単価の更新頻度

### ◆指標分類

- a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
- b:3ヶ月以内
- c:6ヶ月以内
- d:12ヶ月以内
- e:それ以上

### ◆定義

- ・使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度  
※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。

### ◆考え方等

- ・資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。

### ◆取り組み時点

- ・平成30年3月末時点

## ②適切な設計変更

指標②-1:設計変更ガイドラインの策定・活用状況

### ◆指標分類

- a:ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c:設計変更を実施していない

### ◆定義

- ・関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

### ◆取り組み時点

- ・平成30年3月末時点

## ②適切な設計変更

### 指標②-2:設計変更の実施工事率

#### ◆指標分類

コリンズデータによる分析により、分類案を決定

- a: 75%以上
- b: 50~75%
- c: 25~50%
- d: 0~25%
- e: 設計変更を行っていない

#### ◆定義

- ・平成29年度に完了した工事(500万円以上)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率

#### ◆考え方等

- ・全ての工事において設計変更を行う必要が必ずしもあるわけではないが、工事、金額ともに一定規模以上の工事では、現場等の条件が発注時から全く変わらないことは想定しづらい。
- ・このことから一定規模以上(500万円以上)の工事を対象に「設計変更の実施工事率」を指標としたい。
- ・なお、当該指標は設計変更の実施状況を把握するものであり、指標値100%とならなくてもよい可能性がある。
- ・コリンズデータを活用して、数値算出

#### ◆取り組み時点

- ・平成30年3月末時点

## ③施工時期等の平準化

### 指標③-1:平準化率

#### ◆指標分類

コリンズデータによる分析により、分類案を決定

- a: 0.9以上
- b: 0.9~0.8
- c: 0.8~0.7
- d: 0.7~0.6
- e: 0.6未満

#### ◆定義

- ・平準化率: 年度の平均稼働件数・金額と4~6月期の平均稼働件数・金額<sup>※</sup>との比率
- 対象: 契約金額500万円以上の工事
- 稼働件数: 当該月に工期が含まれる工事の件数
- 稼働金額: 最終契約金額(工期中のもは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの
- ※4~6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。

#### ◆考え方等

- ・建設総合統計において、全国の傾向として閑散期となる4~6月期を年度の平均と比較する指標とした。
- ・各発注者の実施状況を統一的な指標で把握していくことが、各発注者においても有用
- ・発注者の負担や作業の煩雑性に考慮し、その算出にあたっては、コリンズデータを活用して、数値算出

#### ◆取り組み時点

- ・平成30年3月末時点

[福岡県]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
福岡県	福岡県	a	a	a	a	c	b
福岡県	北九州市	a	a	a	a	d	c
福岡県	福岡市	a	b	a	b	e	d
福岡県	大牟田市	b	a	b	a	e	e
福岡県	久留米市	b	a	b	b	e	e
福岡県	直方市	b	a	b	a	e	d
福岡県	飯塚市	b	a	b	c	d	a
福岡県	田川市	a	a	b	c	e	e
福岡県	柳川市	b	a	a	b	e	e
福岡県	八女市	a	a	b	b	e	e
福岡県	筑後市	a	b	b	b	e	e
福岡県	大川市	b	a	b	b	e	d
福岡県	行橋市	b	c	b	a	e	e
福岡県	豊前市	a	c	b	b	d	d
福岡県	中間市	b	a	b	b	e	e
福岡県	小郡市	b	a	b	b	e	e
福岡県	筑紫野市	b	a	b	a	e	b
福岡県	春日市	b	b	b	c	e	c
福岡県	大野城市	b	a	b	a	e	b
福岡県	宗像市	b	a	b	b	c	b
福岡県	太宰府市	a	a	b	b	d	a
福岡県	古賀市	b	d	b	b	e	b
福岡県	福津市	a	a	b	a	e	e
福岡県	うきは市	b	a	b	b	d	d
福岡県	宮若市	b	b	b	c	e	e
福岡県	嘉麻市	a	a	b	b	c	a
福岡県	朝倉市	b	b	b	b	d	d
福岡県	みやま市	b	a	a	b	e	e
福岡県	糸島市	b	a	b	b	e	e
福岡県	那珂川町	b	b	a	b	e	d
福岡県	宇美町	b	a	b	c	e	e
福岡県	篠栗町	b	a	b	a	e	e
福岡県	志免町	b	a	b	c	e	d
福岡県	須恵町	b	a	b	a	e	e
福岡県	新宮町	b	d	b	a	d	e
福岡県	久山町	a	a	b	b	e	e
福岡県	粕屋町	b	a	a	d	e	e
福岡県	芦屋町	a	a	b	b	e	a
福岡県	水巻町	b	a	b	b	e	e
福岡県	岡垣町	b	a	b	d	e	e
福岡県	遠賀町	b	a	b	b	d	c
福岡県	小竹町	b	a	b	b	b	d
福岡県	鞍手町	b	a	b	b	e	e
福岡県	桂川町	b	b	b	a	e	e
福岡県	筑前町	a	c	b	a	e	c
福岡県	東峰村	b	c	b	c	e	b
福岡県	大刀洗町	b	a	b	b	e	e
福岡県	大木町	b	b	b	a	e	e
福岡県	広川町	a	a	b	a	b	c
福岡県	香春町	b	a	c	b	e	a

福岡県	添田町	a	a	c	b	e	e
福岡県	糸田町	b	a	b	a	e	d
福岡県	川崎町	b	b	b	b	a	a
福岡県	大任町	a	a	b	e	e	e
福岡県	赤村	a	a	b	c	a	a
福岡県	福智町	a	a	b	c	e	e
福岡県	苅田町	b	a	a	a	e	e
福岡県	みやこ町	b	a	b	b	e	e
福岡県	吉富町	a	a	b	c	e	c
福岡県	上毛町	a	a	b	a	e	e
福岡県	築上町	b	a	b	b	e	a
計	a	20	46	8	18	2	8
	b	41	9	51	30	2	6
	c	0	4	2	10	3	6
	d		2		2	8	10
	e		0		1	46	31
		61	61	61	61	61	61

[佐賀県]

機関種別	機関名	指標①-1: 積算基準	指標①-2: 単価の更新頻度	指標②-1: 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2: 設計変更の 実施工事率	指標③-1: 平準化率 (件数)	指標③-1: 平準化率 (金額)
佐賀県	佐賀県	a	a	a	a	b	c
佐賀県	佐賀市	b	a	b	b	d	c
佐賀県	唐津市	a	a	b	c	e	e
佐賀県	鳥栖市	b	a	b	d	e	e
佐賀県	多久市	b	a	b	b	d	a
佐賀県	伊万里市	a	a	a	b	e	d
佐賀県	武雄市	a	a	a	b	e	c
佐賀県	鹿島市	a	a	b	b	e	c
佐賀県	小城市	a	c	a	a	c	c
佐賀県	嬉野市	a	a	b	c	d	e
佐賀県	神埼市	a	a	c	b	b	c
佐賀県	吉野ヶ里町	a	a	a	b	e	e
佐賀県	基山町	b	a	b	c	e	a
佐賀県	上峰町	b	b	b	b	b	a
佐賀県	みやき町	a	d	b	c	d	a
佐賀県	玄海町	b	a	b	c	c	a
佐賀県	有田町	b	a	b	b	e	b
佐賀県	大町町	b	a	b	b	e	b
佐賀県	江北町	a	a	b	c	e	e
佐賀県	白石町	a	a	b	b	e	e
佐賀県	太良町	a	a	b	c	b	a
計	a	13	18	5	2	0	6
	b	8	1	15	11	4	2
	c	0	1	1	7	2	6
	d		1		1	4	1
	e		0		0	11	6
		21	21	21	21	21	21

[長崎県]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
長崎県	長崎県	a	a	a	a	c	b
長崎県	長崎市	a	a	b	b	e	e
長崎県	佐世保市	b	a	a	b	e	c
長崎県	島原市	b	a	b	b	e	e
長崎県	諫早市	a	a	b	b	e	d
長崎県	大村市	b	a	a	a	e	e
長崎県	平戸市	a	a	b	a	d	c
長崎県	松浦市	b	a	b	a	e	e
長崎県	対馬市	b	a	b	a	b	c
長崎県	壱岐市	a	a	b	b	e	e
長崎県	五島市	b	a	b	b	e	c
長崎県	西海市	b	a	b	a	e	c
長崎県	雲仙市	b	a	b	a	e	e
長崎県	南島原市	b	a	b	a	d	d
長崎県	長与町	b	a	b	b	d	b
長崎県	時津町	b	a	b	b	d	d
長崎県	東彼杵町	b	a	b	a	c	b
長崎県	川棚町	b	a	b	b	c	d
長崎県	波佐見町	b	a	a	b	e	e
長崎県	小値賀町	b	a	b	b	e	e
長崎県	佐々町	b	a	b	c	e	e
長崎県	新上五島町	b	a	b	a	e	e
計	a	5	22	4	10	0	0
	b	17	0	18	11	1	3
	c	0	0	0	1	3	5
	d		0		0	4	4
	e		0		0	14	10
		22	22	22	22	22	22

[熊本県]

機関種別	機関名	指標①-1: 積算基準	指標①-2: 単価の更新頻度	指標②-1: 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2: 設計変更の 実施工事率	指標③-1: 平準化率 (件数)	指標③-1: 平準化率 (金額)
熊本県	熊本県	a	a	a	a	a	b
熊本県	熊本市	a	a	a	b	c	c
熊本県	八代市	a	a	b	a	b	a
熊本県	人吉市	b	a	b	b	e	e
熊本県	荒尾市	a	a	b	b	e	e
熊本県	水俣市	b	a	b	b	b	a
熊本県	玉名市	b	a	b	b	e	e
熊本県	山鹿市	b	a	b	c	e	d
熊本県	菊池市	b	a	b	b	d	a
熊本県	宇土市	b	a	b	b	a	d
熊本県	上天草市	b	a	b	b	e	e
熊本県	宇城市	a	a	a	a	a	b
熊本県	阿蘇市	b	a	b	c	c	e
熊本県	天草市	a	a	b	b	e	c
熊本県	合志市	b	a	b	c	c	b
熊本県	美里町	a	a	b	c	d	e
熊本県	玉東町	b	a	b	c	e	e
熊本県	南関町	b	a	b	b	b	e
熊本県	長洲町	b	a	b	b	e	e
熊本県	和水町	b	a	b	b	b	c
熊本県	大津町	b	a	b	c	a	a
熊本県	菊陽町	b	a	b	c	e	e
熊本県	南小国町	b	a	b	a	a	b
熊本県	小国町	a	a	b	b	a	e
熊本県	産山村	a	a	b	c	d	e
熊本県	高森町	b	a	b	a	a	a
熊本県	西原村	b	a	b	b	a	a
熊本県	南阿蘇村	b	a	b	a	c	e
熊本県	御船町	b	a	b	c	c	e
熊本県	嘉島町	b	a	b	a	c	d
熊本県	益城町	b	a	b	b	e	e
熊本県	甲佐町	a	a	b	b	c	d
熊本県	山都町	b	a	b	c	d	d
熊本県	氷川町	b	a	b	a	e	e
熊本県	芦北町	b	a	b	d	e	c
熊本県	津奈木町	b	a	b	c	e	e
熊本県	錦町	b	a	b	a	a	b
熊本県	多良木町	b	a	b	a	e	e
熊本県	湯前町	b	a	b	b	e	e
熊本県	水上村	b	a	b	b	b	a
熊本県	相良村	b	a	b	b	e	e
熊本県	五木村	b	a	b	b	c	e
熊本県	山江村	b	a	b	b	e	c
熊本県	球磨村	b	a	b	b	e	e
熊本県	あさぎり町	b	a	b	c	e	d
熊本県	苓北町	b	a	b	b	a	a
計	a	10	46	3	10	10	8
	b	36	0	43	23	5	5
	c	0	0	0	12	8	5
	d		0		1	4	6
	e		0		0	19	22
		46	46	46	46	46	46

[大分県]

機関種別	機関名	指標①-1: 積算基準	指標①-2: 単価の更新頻度	指標②-1: 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2: 設計変更の 実施工事率	指標③-1: 平準化率 (件数)	指標③-1: 平準化率 (金額)
大分県	大分県	a	a	a	a	c	c
大分県	大分市	a	a	a	b	e	e
大分県	別府市	a	a	a	b	e	b
大分県	中津市	b	a	b	a	c	c
大分県	日田市	a	a	a	b	e	e
大分県	佐伯市	a	a	b	b	d	b
大分県	臼杵市	b	a	b	b	e	e
大分県	津久見市	b	a	a	b	e	e
大分県	竹田市	a	a	b	b	d	b
大分県	豊後高田市	b	a	b	a	d	d
大分県	杵築市	b	a	b	a	a	d
大分県	宇佐市	b	a	a	b	b	c
大分県	豊後大野市	a	a	b	b	e	e
大分県	由布市	b	a	b	b	a	c
大分県	国東市	b	a	b	b	e	e
大分県	姫島村	b	a	b	c	b	e
大分県	日出町	b	a	b	b	e	e
大分県	九重町	b	a	a	b	b	b
大分県	玖珠町	b	a	b	b	e	e
計	a	7	19	7	4	2	0
	b	12	0	12	14	3	4
	c	0	0	0	1	2	4
	d		0		0	3	2
	e		0		0	9	9
		19	19	19	19	19	19

[宮崎県]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
宮崎県	宮崎県	a	a	a	a	b	b
宮崎県	宮崎市	a	a	b	b	e	e
宮崎県	都城市	a	a	b	a	e	b
宮崎県	延岡市	a	a	a	b	c	b
宮崎県	日南市	a	a	b	b	c	c
宮崎県	小林市	a	a	a	b	e	a
宮崎県	日向市	a	a	b	b	a	a
宮崎県	串間市	a	a	b	c	e	e
宮崎県	西都市	a	a	b	b	e	e
宮崎県	えびの市	a	a	b	c	e	e
宮崎県	三股町	a	a	b	b	d	d
宮崎県	高原町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	国富町	a	a	b	b	a	a
宮崎県	綾町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	高鍋町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	新富町	a	a	b	c	a	a
宮崎県	西米良村	a	a	b	c	e	e
宮崎県	木城町	a	a	b	b	e	a
宮崎県	川南町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	都農町	a	a	b	b	d	a
宮崎県	門川町	a	a	b	a	e	e
宮崎県	諸塚村	a	a	b	e	e	e
宮崎県	椎葉村	a	a	b	a	a	e
宮崎県	美郷町	a	a	b	b	a	a
宮崎県	高千穂町	a	a	b	a	e	e
宮崎県	日之影町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	五ヶ瀬町	a	a	b	b	d	c
計	a	27	27	3	5	5	7
	b	0	0	24	15	1	3
	c	0	0	0	6	2	2
	d		0		0	3	1
	e		0		1	16	14
		27	27	27	27	27	27

[鹿児島県]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
鹿児島県	鹿児島県	a	a	a	a	c	c
鹿児島県	鹿児島市	b	a	a	b	e	e
鹿児島県	鹿屋市	b	d	b	c	e	e
鹿児島県	枕崎市	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	阿久根市	a	a	b	a	d	b
鹿児島県	出水市	a	a	a	b	e	d
鹿児島県	指宿市	b	b	a	b	d	c
鹿児島県	西之表市	a	a	b	c	e	e
鹿児島県	垂水市	a	a	b	b	b	d
鹿児島県	薩摩川内市	b	a	a	a	d	e
鹿児島県	日置市	b	b	a	b	a	c
鹿児島県	曾於市	b	a	b	c	a	d
鹿児島県	霧島市	b	b	b	c	c	b
鹿児島県	いちき串木野市	b	a	b	c	e	d
鹿児島県	南さつま市	b	a	a	b	e	e
鹿児島県	志布志市	b	a	a	b	e	e
鹿児島県	奄美市	b	a	b	b	d	c
鹿児島県	南九州市	b	b	b	b	e	e
鹿児島県	伊佐市	b	b	b	c	e	c
鹿児島県	姶良市	a	a	a	c	e	e
鹿児島県	三島村	b	b	b	b	e	a
鹿児島県	十島村	b	a	b	b	b	d
鹿児島県	さつま町	b	a	a	d	b	c
鹿児島県	長島町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	湧水町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	大崎町	a	a	a	b	e	e
鹿児島県	東串良町	b	b	b	c	e	e
鹿児島県	錦江町	b	a	b	b	d	a
鹿児島県	南大隅町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	肝付町	b	a	b	c	e	c
鹿児島県	中種子町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	南種子町	a	a	b	b	e	e
鹿児島県	屋久島町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	大和村	b	b	b	c	e	e
鹿児島県	宇検村	a	a	b	d	e	e
鹿児島県	瀬戸内町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	龍郷町	b	b	b	b	e	e
鹿児島県	喜界町	a	a	b	b	e	e
鹿児島県	徳之島町	b	a	b	d	e	e
鹿児島県	天城町	b	b	c	c	e	e
鹿児島県	伊仙町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	和泊町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	知名町	b	a	b	d	e	e
鹿児島県	与論町	b	a	b	b	e	e
計	a	10	33	11	3	2	2
	b	34	10	32	21	3	2
	c	0	0	1	16	2	7
	d		1		4	5	5
	e		0		0	32	28
		44	44	44	44	44	44

[国、法人等]

機関種別	機関名	指標①-1： 積算基準	指標①-2： 単価の更新頻度	指標②-1： 設計変更 ガイドライン の策定活用状況	指標②-2： 設計変更の 実施工事率	指標③-1： 平準化率 (件数)	指標③-1： 平準化率 (金額)
国	国土交通省 九州地方整備局	a	a	a	a	a	a
国	警察庁 九州管区警察局	a	a	b	b	e	e
国	財務省 九州財務局	b	a	a	b	c	a
国	財務省 福岡財務支局	a	a	b	b	e	a
国	財務省 門司税関	b	a	b	e	e	e
国	財務省 長崎税関	b	a	b	-	-	-
国	財務省 国税庁 福岡国税局	b	a	b	b	a	a
国	財務省 国税庁 熊本国税局	a	a	b	e	e	e
国	農林水産省 九州農政局	a	a	a	a	c	c
国	農林水産省 林野庁 九州森林管理局	a	a	a	a	d	d
国	経済産業省 九州経済産業局	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し
国	国土交通省 九州運輸局	a	a	b	-	-	-
国	国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部	b	a	b	d	e	a
国	国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部	a	a	b	d	e	e
国	環境省 九州地方環境事務所	a	a	a	a	e	e
国	防衛省 九州防衛局	a	a	a	a	b	c
国	福岡高等裁判所	a	a	b	a	e	e
法人等	西日本高速道路(株) 九州支社	a	b	a	a	a	a
法人等	(独)国立文化財機構 九州国立博物館	a	a	b	e	e	e
法人等	(独)鉄道・運輸機構 九州新幹線建設局	a	a	a	a	a	a
法人等	(独)都市再生機構 九州支社	a	a	b	a	d	c
法人等	(独)水資源機構 筑後川局	a	a	a	b	c	c
法人等	(独)石油天然ガス・金属鉱物 資源機構 九州支部	a	a	b	a	b	a
計	a	17	21	9	10	4	8
	b	5	1	13	5	2	0
	c	0	0	0	0	3	4
	d		0		2	2	1
	e		0		3	9	7
		22	22	22	20	20	20
	発注無し	1	1	1	1	1	1

# ■各機関の取組状況

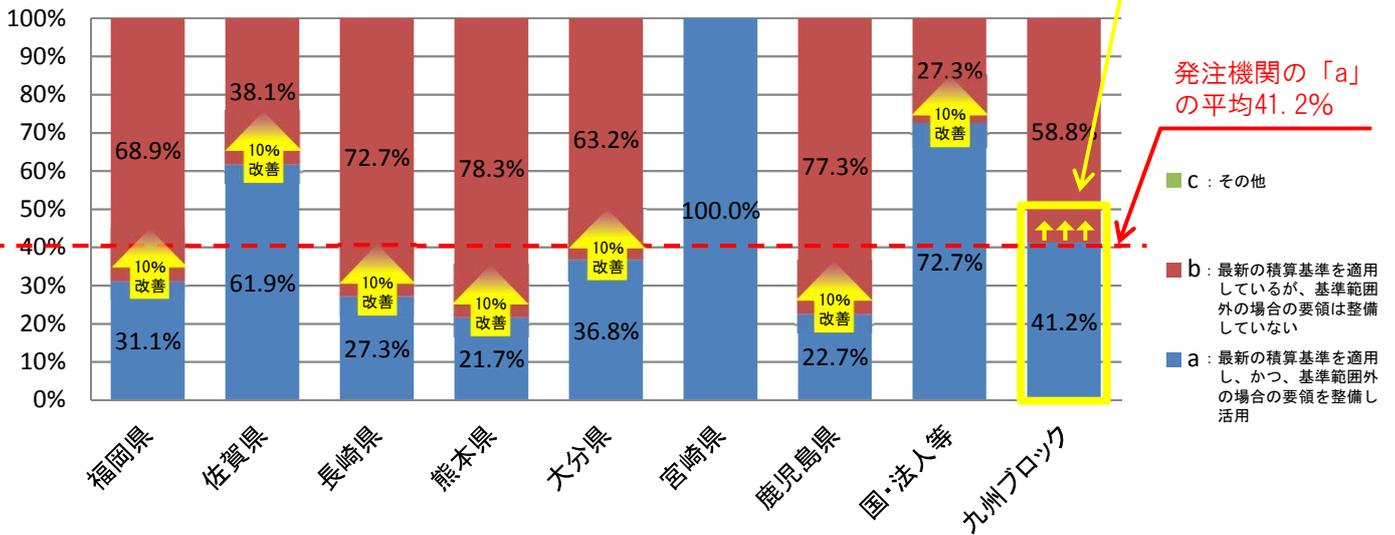
## 《指標①－１》

最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

### ◆平成29年9月末時点

《H30達成目標）  
九州ブロック  
「a」の50%達成

指標①－１：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)



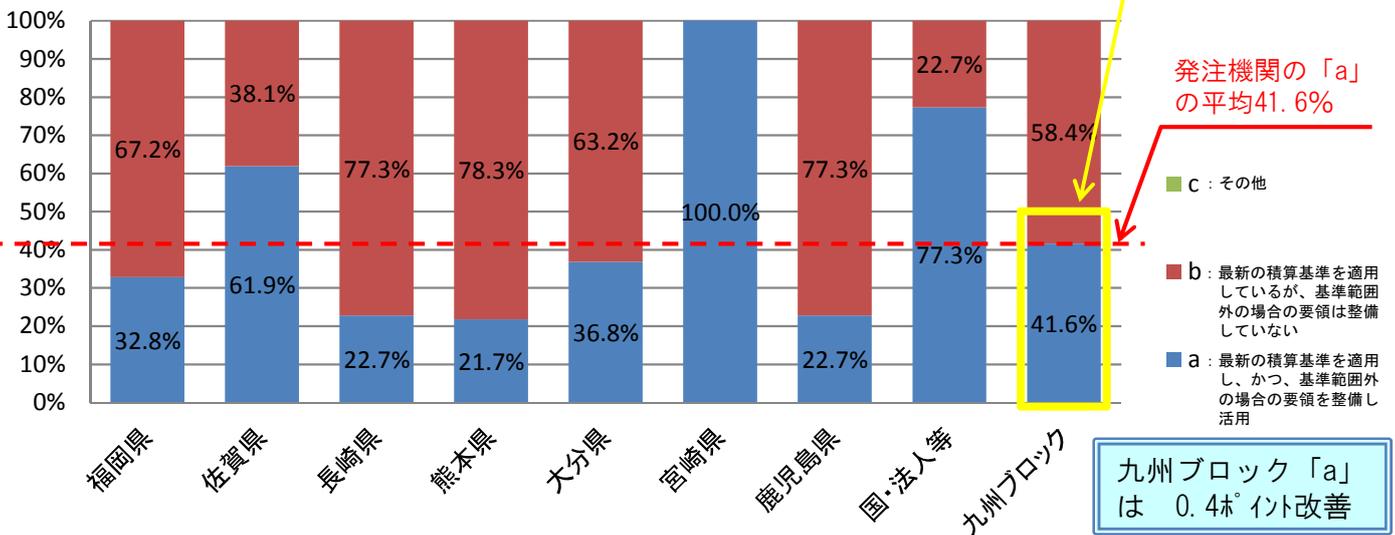
※対象機関：262機関(全機関のうち、発注無しの機関を除く)

### ◆平成30年3月末時点

◆平成29年9月末時点から大きな変化は見られない。

《H30達成目標）  
九州ブロック  
「a」の50%達成

指標①－１：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)



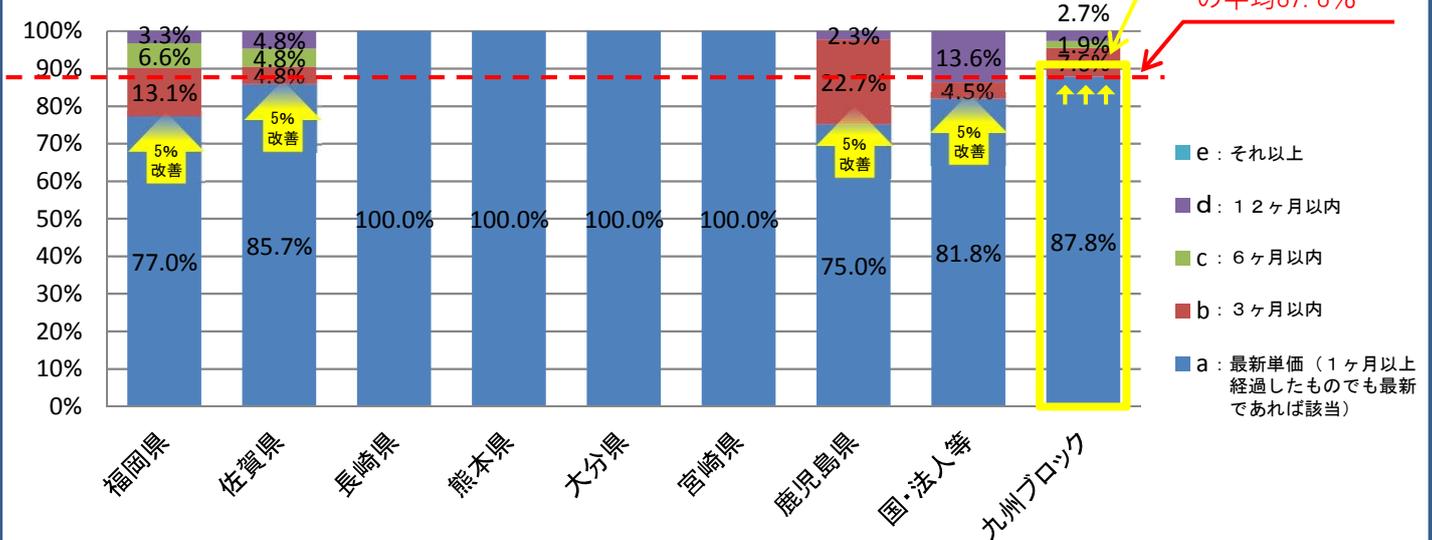
※対象機関：262機関(全機関のうち、発注無しの機関を除く)

# 各機関の取組状況

## 《指標①－2》 単価の更新頻度

### ◆平成29年9月末時点

指標①－2: 単価の更新頻度

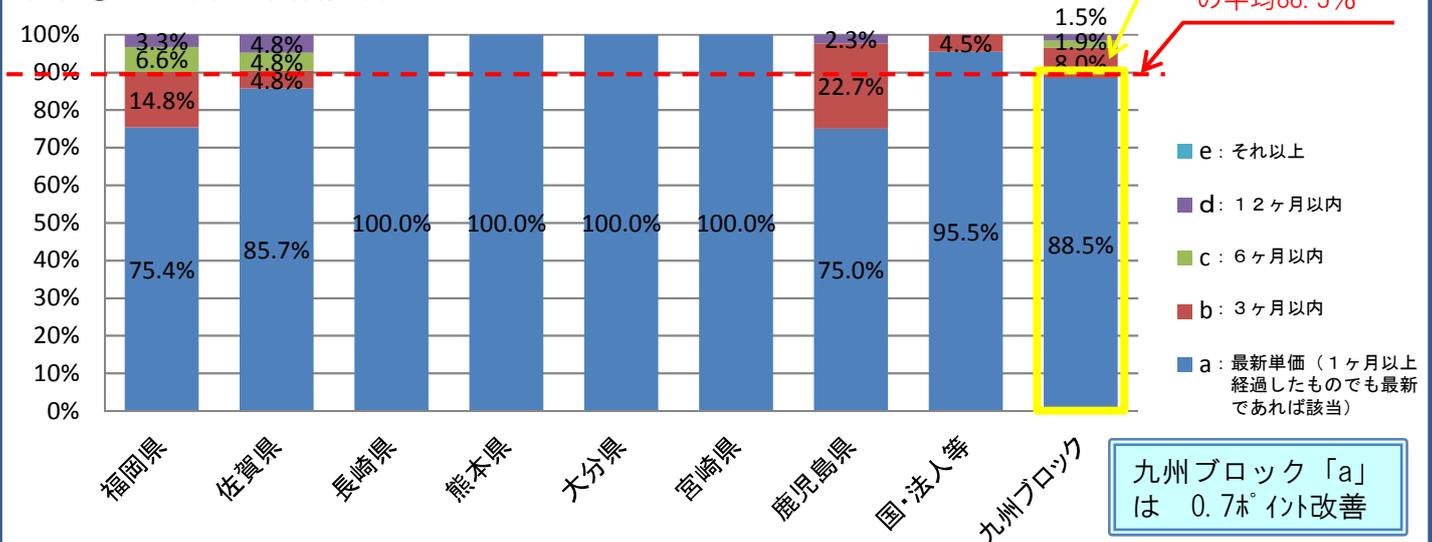


※対象機関: 262機関(全機関のうち、発注無しを機関を除く)

### ◆平成30年3月末時点

◆平成29年9月末時点から大きな変化は見られない。

指標①－2: 単価の更新頻度



※対象機関: 262機関(全機関のうち、発注無しを機関を除く)

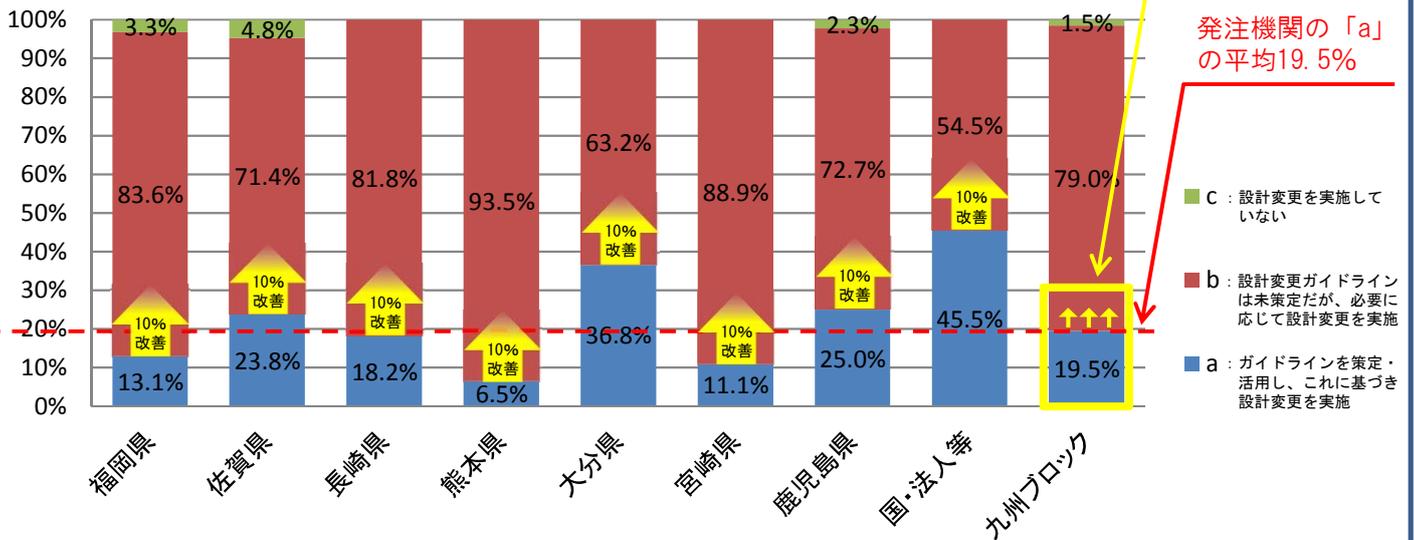
# ■各機関の取組状況

## 《指標②－1》

### 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

#### ◆平成29年9月末時点

指標②－1：設計変更ガイドラインの策定・活用状況



《H30達成目標》  
九州ブロック  
「a」の30%達成

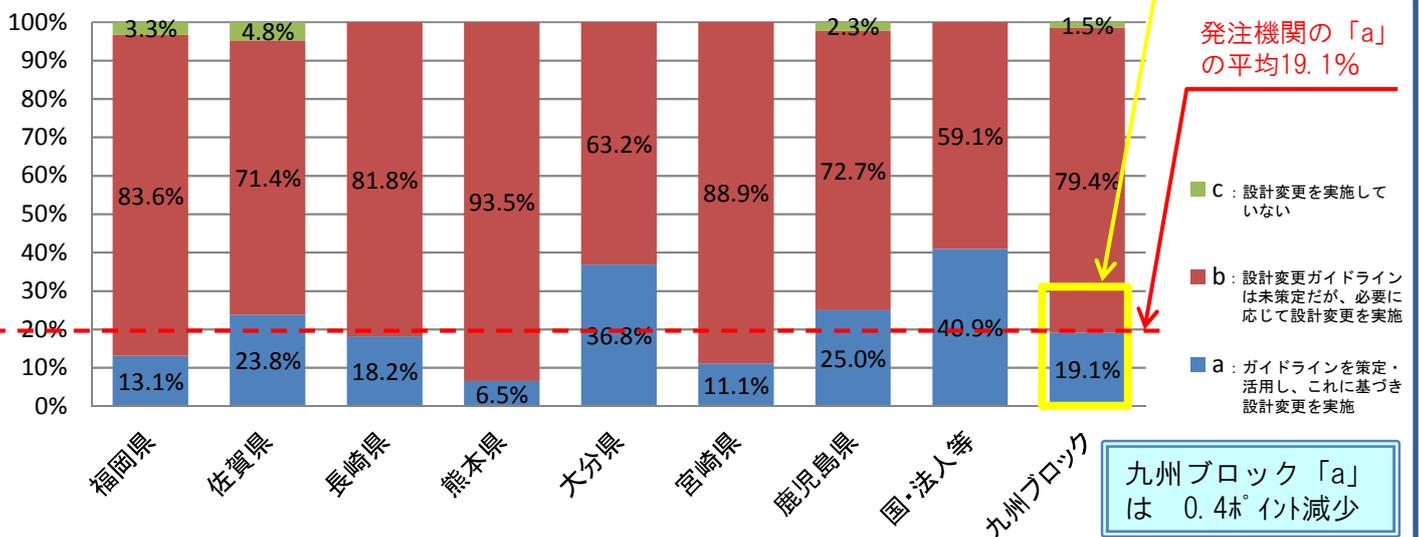
発注機関の「a」  
の平均19.5%

※対象機関：262機関（全機関のうち、発注無しの機関を除く）

#### ◆平成30年3月末時点

◆平成29年9月末時点から  
大きな変化は見られない。

指標②－1：設計変更ガイドラインの策定・活用状況



《H30達成目標》  
九州ブロック  
「a」の30%達成

発注機関の「a」  
の平均19.1%

九州ブロック「a」  
は 0.4ポイント減少

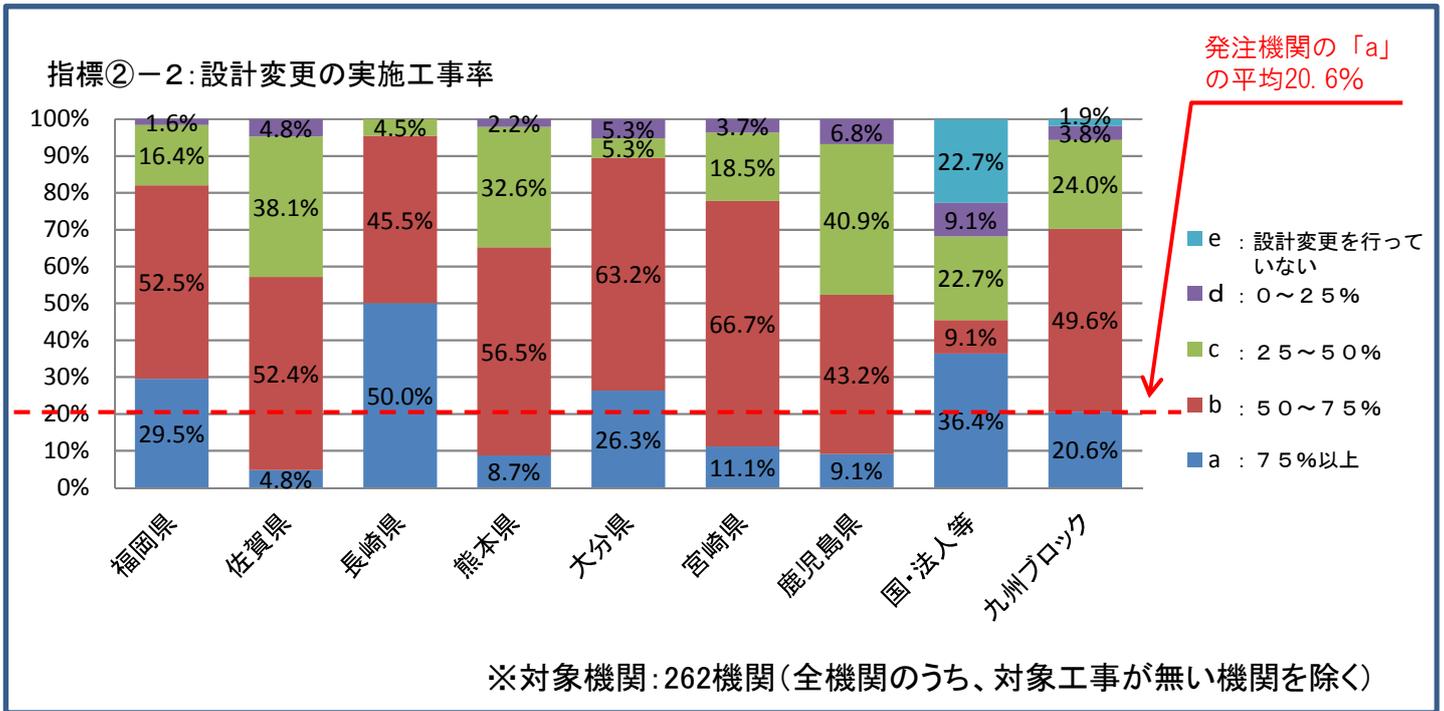
※対象機関：262機関（全機関のうち、発注無しの機関を除く）

# ■各機関の取組状況

## 《指標②-2》

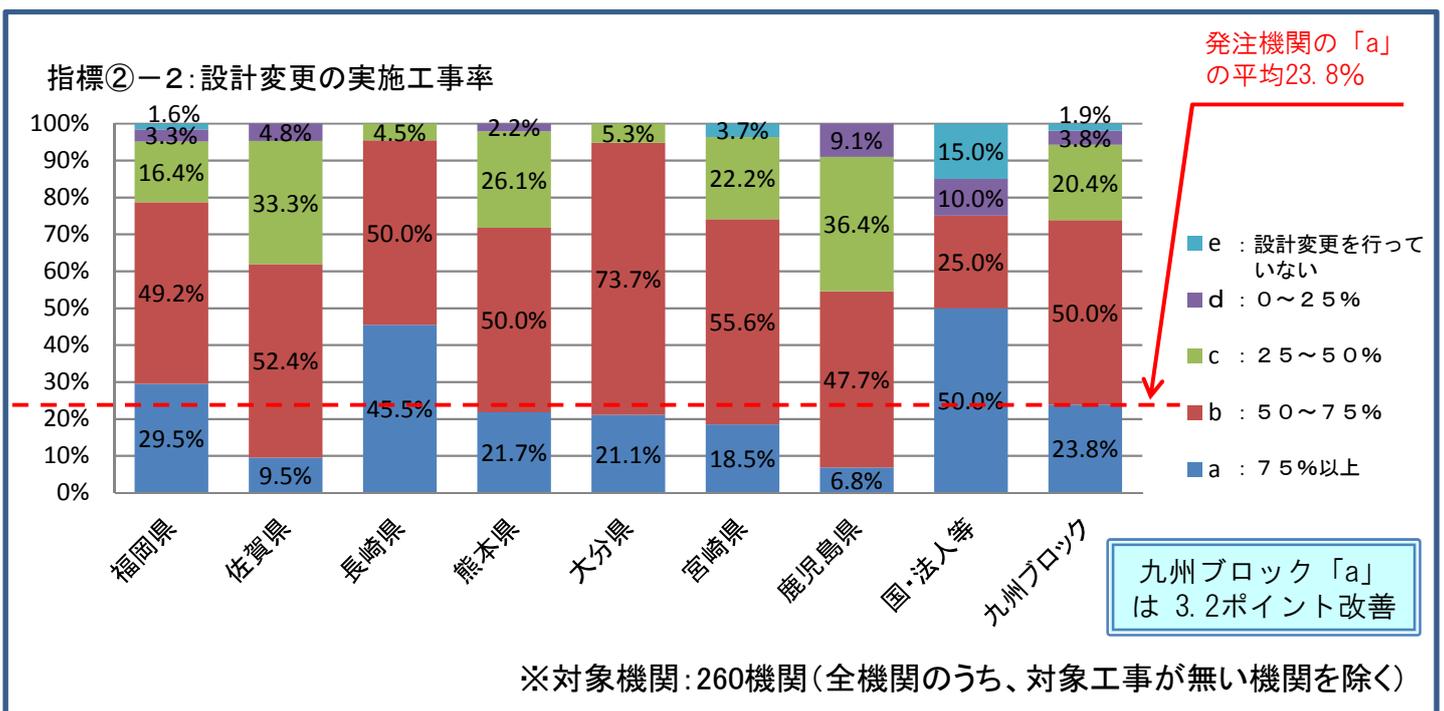
### 設計変更の実施工事率

#### ◆平成29年3月末時点



#### ◆平成30年3月末時点

◆平成29年3月末時点に比べ、指標値 a の割合が増加している。



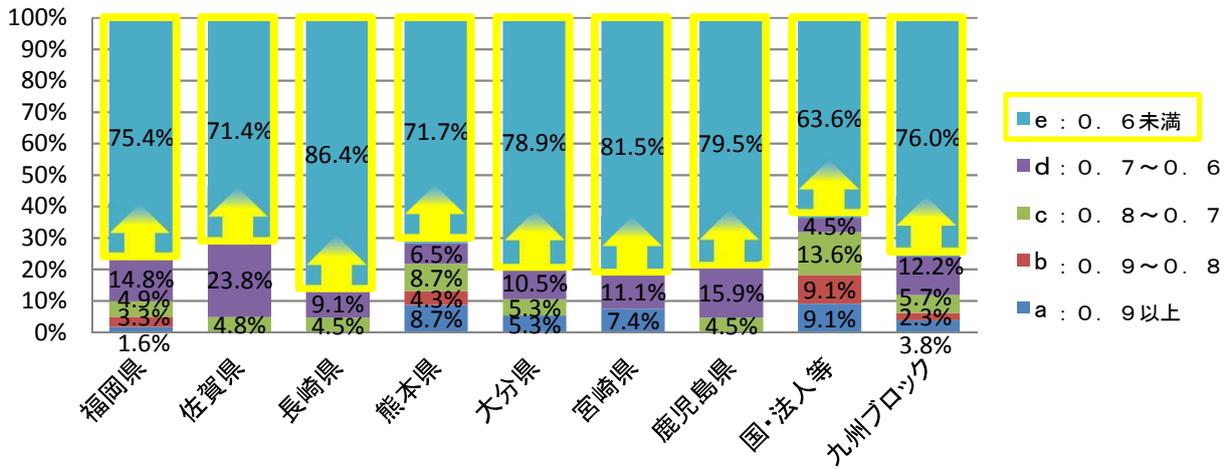
# ■各機関の取組状況

## 《指標③－1》 平準化率(件数)

### ◆平成29年3月末時点

《中期目標》  
5ヶ年で平準化率が  
0.6未満(指標値e)  
の発注機関の割合の  
半減を目指す

指標③－1:平準化率(件数)

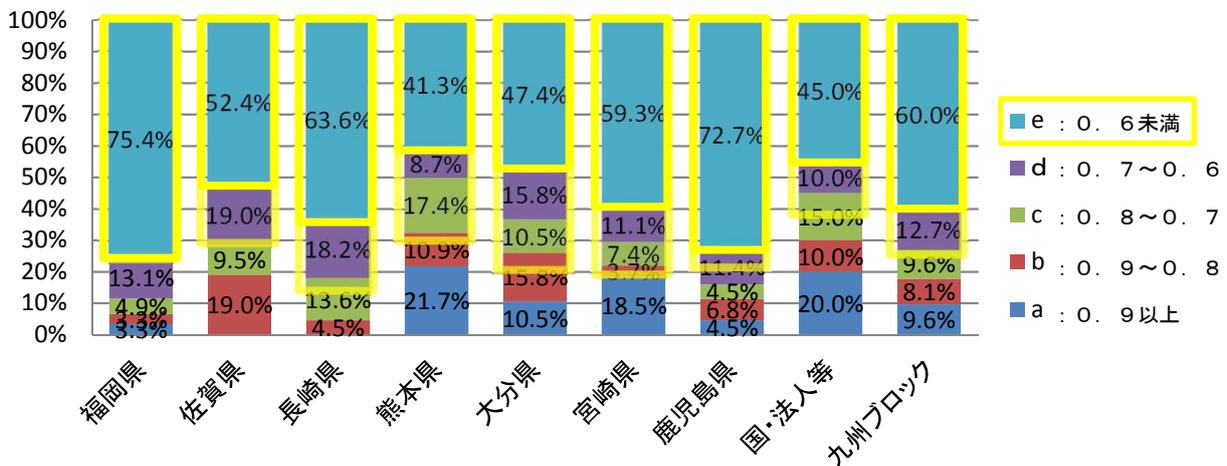


※対象機関:262機関(全機関のうち、対象工事が無い機関を除く)

### ◆平成30年3月末時点

◆平成29年3月末時点に比べ、全体的に平準化率の値が改善されている。

指標③－1:平準化率(件数)



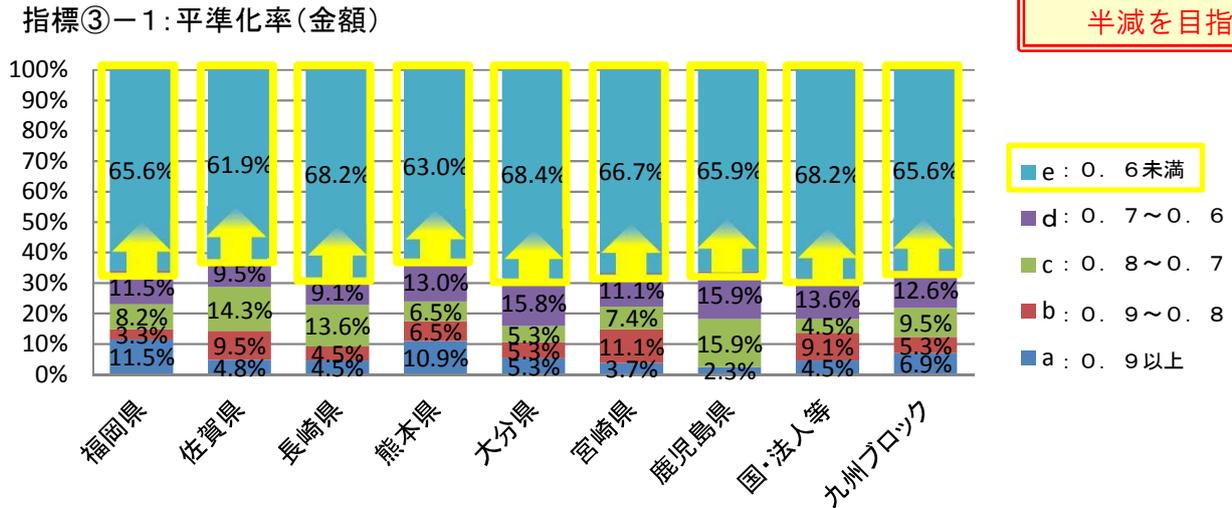
※対象機関:260機関(全機関のうち、対象工事が無い機関を除く)

# 各機関の取組状況

## 《指標③-1》 平準化率(金額)

### ◆平成29年3月末時点

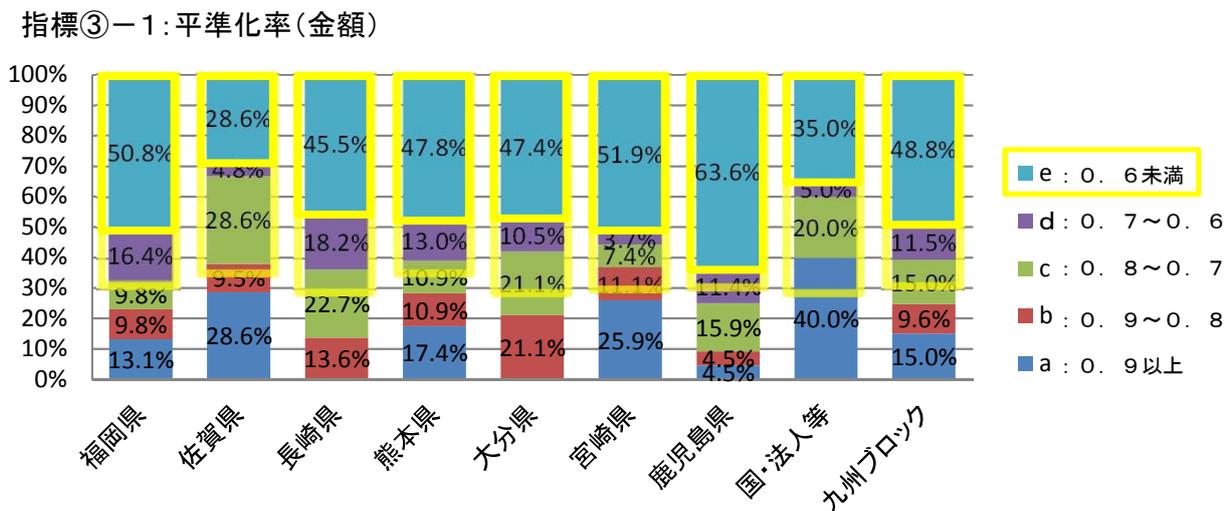
《中期目標》  
5ヶ年で平準化率が  
0.6未満(指標値e)  
の発注機関の割合の  
半減を目指す



※対象機関:262機関(全機関のうち、対象工事が無い機関を除く)

### ◆平成30年3月末時点

◆平成29年3月末時点に比べ、全体的に平準化率の値が改善されている。



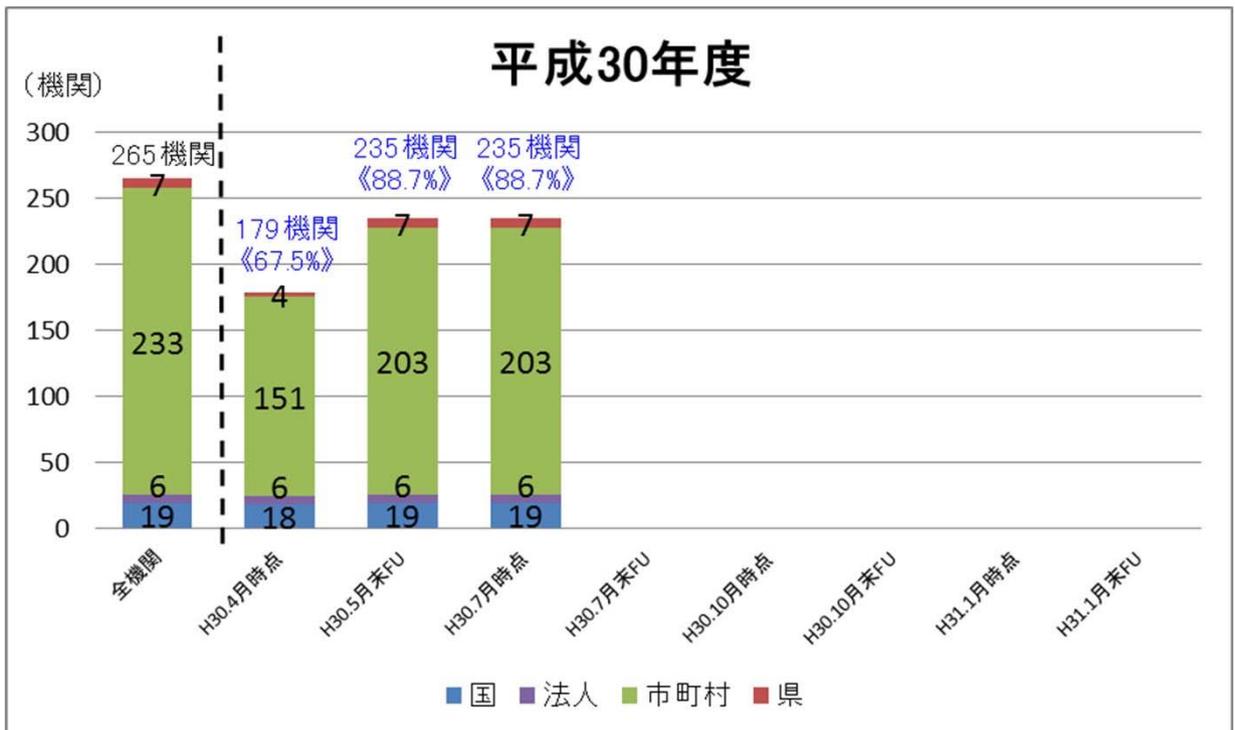
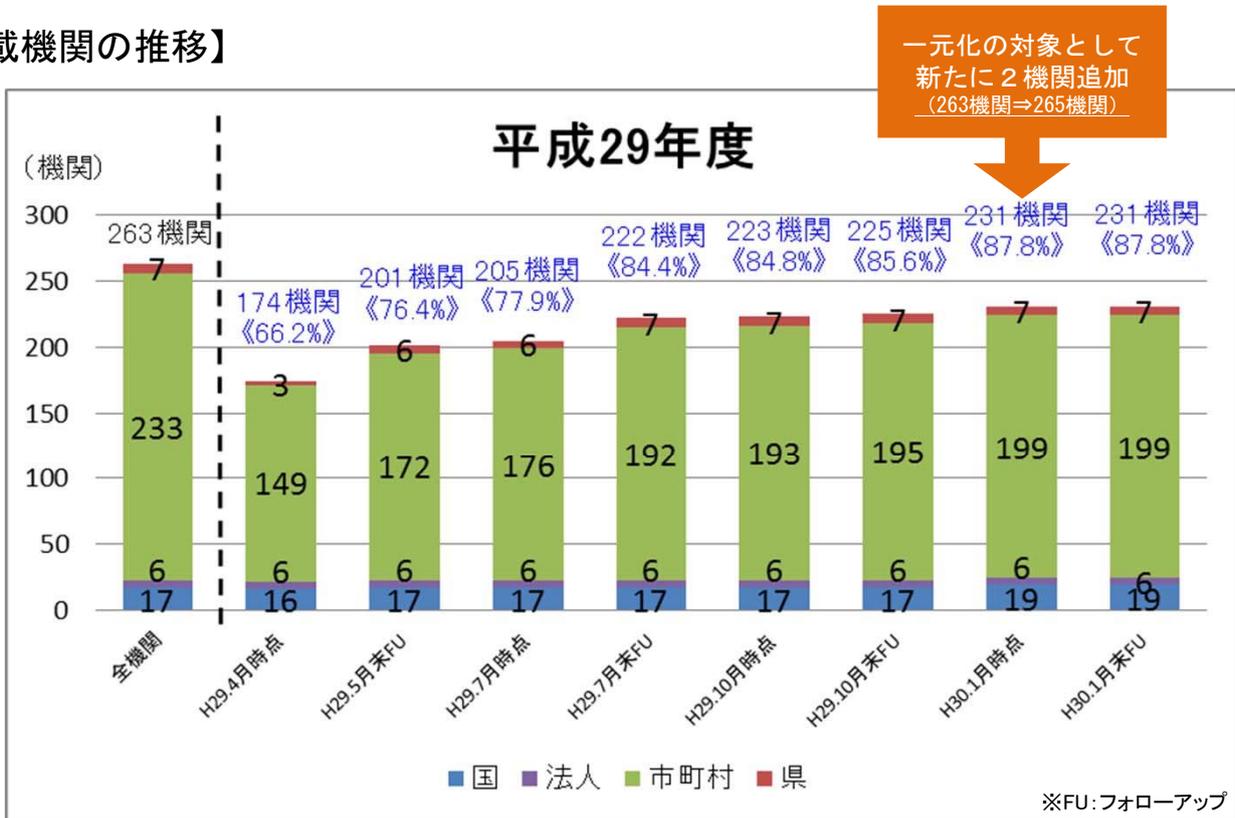
※対象機関:260機関(全機関のうち、対象工事が無い機関を除く)

# 九州ブロックにおける発注情報の一元化について

## 【九州ブロックでの取り組み】

○九州ブロックでは、九州ブロック発注者協議会において、各発注機関の発注見通しの全容が把握できるように、平成29年度より「発注見通しの一元化」を実施。【H29. 4. 25 ~】

## 【掲載機関の推移】



発注情報の一元化の掲載機関の推移

掲載機関数	発注情報の一元化 掲載機関	掲載機関数	発注情報の一元化 掲載機関
平成29年4月時点 (全263機関)	国 : 16機関 / 17機関 法人等 : 6機関 / 6機関 福岡県 : 41機関 / 61機関 佐賀県 : 21機関 / 21機関 長崎県 : 18機関 / 22機関 熊本県 : 44機関 / 46機関 大分県 : 0機関 / 19機関 宮崎県 : 27機関 / 27機関 鹿児島県 : 1機関 / 44機関	平成30年4月時点 (全265機関)	国 : 18機関 / 19機関 法人等 : 6機関 / 6機関 福岡県 : 45機関 / 61機関 佐賀県 : 21機関 / 21機関 長崎県 : 20機関 / 22機関 熊本県 : 42機関 / 46機関 大分県 : 0機関 / 19機関 宮崎県 : 27機関 / 27機関 鹿児島県 : 0機関 / 44機関
平成29年5月末時点FU 201	(新規参画機関) 財務省国税庁熊本国税局、福岡県、筑紫野市、糸島市、遠賀町、添田町、みやこ町、吉富町、長崎県、諫早市、川棚町、波佐見町、高森町、あさぎり町、鹿児島県、鹿児島市、南さつま市、南九州市、出水市、霧島市、垂水市、南大隅町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、和泊町、知名町	平成30年5月末時点FU 235	(新規参画機関) 国土交通省九州運輸局、福岡県、筑紫野市、太宰府市、添田町、吉富町、諫早市、川棚町、合志市、南関町、南小国町、産山村、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、宇布市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、鹿児島県、鹿児島市、出水市、薩摩川内市、指宿市、南さつま市、南九州市、出水市、薩摩川内市、さつま町、伊佐市、霧島市、湧水町、鹿屋市、垂水市、大崎町、錦江町、南大隅町、西之表市、屋久島町、宇佐村、瀬戸内町、龍郷町、和泊町、知名町
平成29年7月時点 205	(新規参画機関) 嘉麻市、日置市、指宿市、伊佐市	平成30年7月時点 235	(新規参画機関) 無し
平成29年7月末時点FU 222	(新規参画機関) 大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町	平成30年7月末時点FU	
平成29年10月時点 223	(新規参画機関) いちき串木野市、西之表市、(▲嘉麻市)	平成30年10月時点	
平成29年10月末時点FU 225	(新規参画機関) 佐伯市、玖珠町	平成30年10月末時点FU	
平成30年1月時点 ※2機関追加 (全265機関)	(新規参画機関) 国土交通省大阪航空局、農林水産省水産庁、東峰村、さつま町、湧水町、宇佐村	平成31年1月時点	
平成30年1月末時点FU 231	(新規参画機関) 無し	平成31年1月時点	

※) FU : フォローアップ

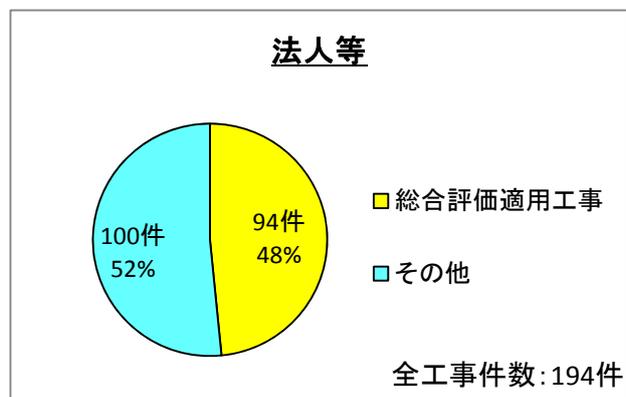
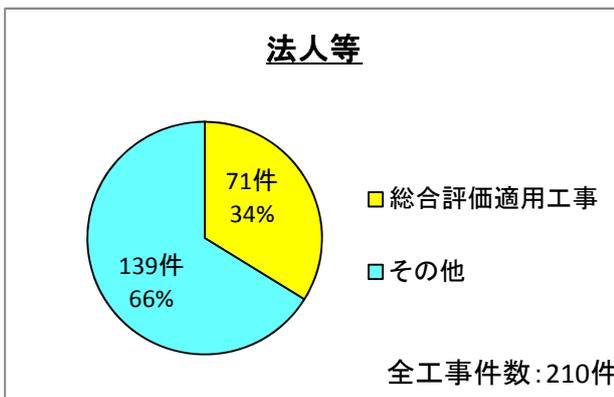
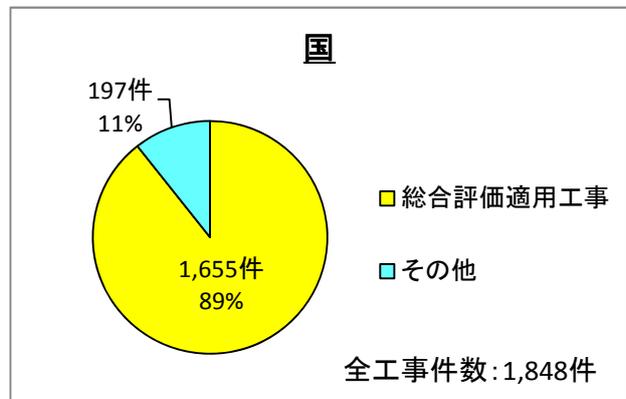
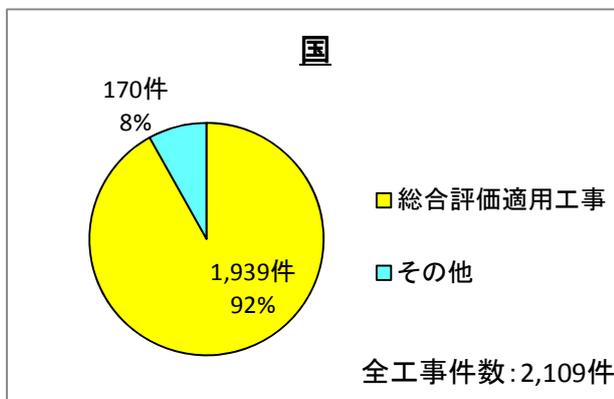
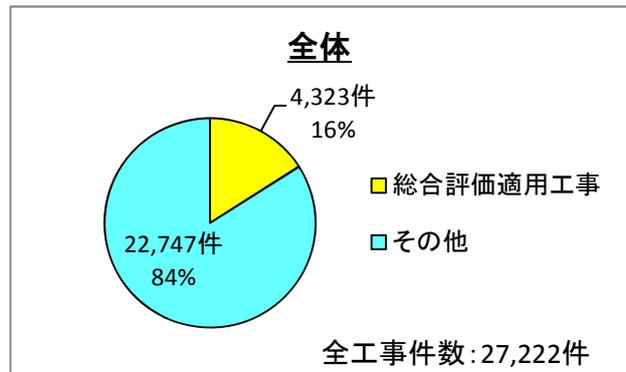
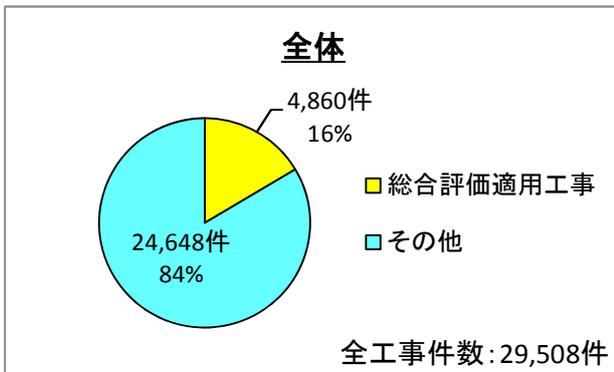
## 総合評価落札方式の実施状況(平成28年度、平成29年度実績)

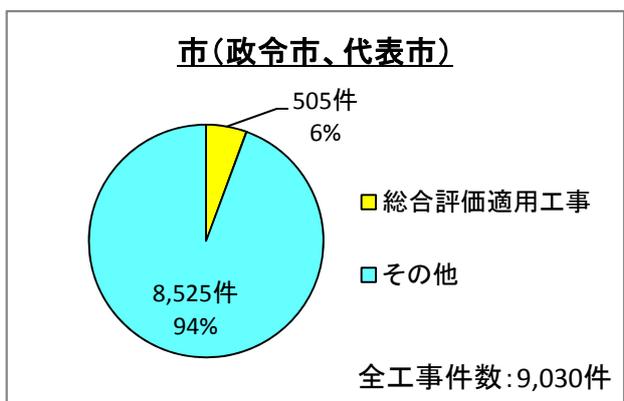
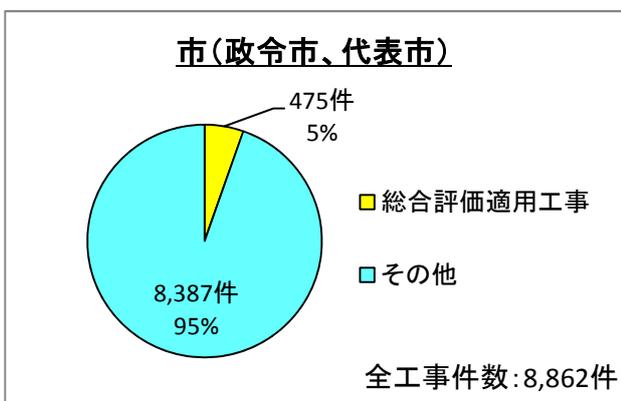
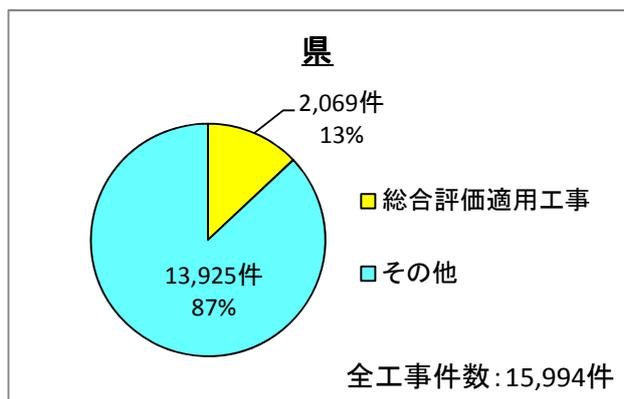
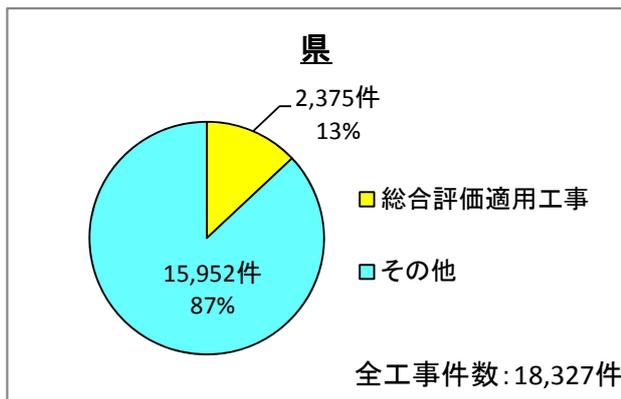
◆全工事件数(※随意契約を除く)のうち、総合評価適用工事の割合

発注※ 機関	平成28年度実績			平成29年度実績		
	全工事(件)	総合評価 適用工事(件)	総合評価 適用率(%)	全工事(件)	総合評価 適用工事(件)	総合評価 適用率(%)
国	2,109件	1,939件	92%	1,852件	1,655件	89%
法人等	210件	71件	34%	194件	94件	48%
県	18,327件	2,375件	13%	15,994件	2,069件	13%
市	8,862件	475件	5%	9,030件	505件	6%
全体	29,508件	4,860件	16%	27,070件	4,323件	16%

【平成28年度】

【平成29年度】





**※発注機関について**

国： 警察庁九州管区警察局、財務省九州財務局、福岡財務支局、門司税関、長崎税関、国税庁福岡国税局、  
 国税庁熊本国税局、農林水産省九州農政局、林野庁九州森林管理局、経済産業省九州経済産業局、  
 国土交通省九州地方整備局、九州運輸局、海上保安庁第七管区海上保安本部、海上保安庁第十管区海上保安本部、  
 環境省九州地方環境事務所、防衛省九州防衛局、福岡高等裁判所

法人等： 西日本高速道路株式会社九州支社、(独)国立文化財機構九州国立博物館、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
 (独)都市再生機構九州支社、(独)水資源機構、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構

市： 北九州市、福岡市、熊本市、久留米市佐賀市、長崎市、八代市、大分市、宮崎市、薩摩川内市、鹿児島市  
 (九州ブロック発注者協議会の構成員となっている政令市、代表市)

**◆公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月4日 改正)より抜粋**

(基本理念)

**第3条**

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

発注機関	公共工事の入札方式の概要 平成30年4月1日現在の「入札方式」の概要	※随意契約を除く、全ての工事発注件数 総合評価落札方式の実施状況										工事監督・検査要領の適用状況						工事成績評定の適用状況							
		平成29年度 実績		平成30年度 目標及び実績								総合評価方式適用基準(工事)		公共工事の品質確保に向けた取組に関する自己評価						公共工事の品質確保に向けた取組に関する自己評価					
		全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数(予定)	左記件数の内、総合評価適用工事件数	9月末における公告済工事件数(見込み)①	左記件数の内、総合評価適用工事件数(見込み)②	割合②/①	現行(平成30年4月1日現在)の適用基準	今後の拡大予定	平成30年4月1日現在の工事監督・検査要領の適用状況 ○要領有り ×要領無し	平成29年度の実施(取組)目標	平成29年度の実施(取組)結果	平成29年度の達成度	平成30年度の実施(取組)目標	平成30年度の実施(取組)結果	平成30年度の達成度	平成30年4月1日現在の工事成績評定の適用状況	平成29年度の実施(取組)目標	平成29年度の実施(取組)結果	平成29年度の達成度	平成30年度の実施(取組)目標	平成30年度の実施(取組)結果	平成30年度の達成度	
																									公共工事の品質確保に向けた取組に関する自己評価
警察庁 九州管区警察局	一般競争入札 250万円以上	14件	0件	3件	0件					×	—	—	—	—	—	—	○	◎	◎	A	◎				
財務省 九州財務局	一般競争入札 250万円超	15件	—	12件	—					○	◎	◎	B	◎			×	△	△	—	△				
財務省 福岡財務支局	一般競争入札 250万円超	35件	0件	19件	0件					○	◎	◎	B	◎			×	△	—	—	△				
財務省 門司税関	一般競争入札 250万円超	4件	0件	2件	0件					○	◎	◎	B	◎			×	—	—	—	—				
財務省 長崎税関	一般競争入札 250万円以上	3件	0件	0件	0件					×	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—				
財務省 国税庁 福岡国税局	一般競争入札 250万円を超えるもの	9件	0件	14件	0件					○	◎	◎	B	◎			×	—	—	—	△				
財務省 国税庁 熊本国税局	一般競争入札 250万円を超えるもの	11件	0件	4件	0件					○	◎	◎	B	◎			×	—	—	—	—				
農林水産省 九州農政局	一般競争入札 250万円以上	113件	113件	104件	103件					○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎				
農林水産省 林野庁 九州森林管理局	原則として、全て一般競争入札	240件	191件	167件	154件					○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎				
経済産業省 九州経済産業局	一般競争入札 250万円超	0件	0件	0件	0件					×	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	—		
国土交通省 九州地方整備局	原則として、全て一般競争入札	1,196件	1,188件	586件	586件					○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎				
国土交通省 九州運輸局	一般競争入札 250万円を超えるもの	1件	0件		0件					×	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—				
国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部	一般競争入札 250万円を超えるもの	24件	0件	28件	0件					○	◎	◎	B	◎			×	—	—	—	—				
国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部	一般競争入札 250万円を超えるもの	17件	0件	20件	0件					○	◎	◎	B	◎			×	—	—	—	—				
環境省 九州地方環境事務所	一般競争入札 250万円を超えるもの	18件	14件	19件						○	◎	◎	C	◎			○	◎	◎	B	○				
防衛省 九州防衛局	一般競争入札 250万円を超えるもの	131件	128件	80件	80件					○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎				
福岡高等裁判所	一般競争入札 原則として、1件につき予定価格が250万円を超える全ての工事	21件	21件	13件	13件					○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎				
福岡県 県土整備部		2,918件	61件	件数未定	件数未定																				
福岡県 農林水産部	一般競争入札 5,000万円以上	423件	84件	件数未定	件数未定					○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎				
福岡県 建築都市部		393件	76件	件数未定	件数未定																				
佐賀県 県土整備部 農林水産部 地域交流部	一般競争入札 全工事対象 ○20,2億円未満は条件付き ○250万円以下は随意契約可	1,302件	309件	598件	148件					○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎				
長崎県 土木部	一般競争入札 ○土木一式工事、とび・土工、コンクリート工事(3,500万円以上) ○(1,000万円以上で一部試行) ○舗装工事(3,000万円以上) ○その他(6,000万円以上)	1,232件	90件		件数未定					○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎				
長崎県 農林部		225件	9件		件数未定																				
熊本県 土木部	原則として、一般競争入札 3,000万円以上	1,934件	295件	2,000件	300件					○	◎						○	◎							
熊本県 農林水産部		443件	122件	件数未定	件数未定																				
大分県 土木建築部	一般競争入札 4,000万円以上	1,977件	242件	1,900件	200件					○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎				
大分県 農林水産部		405件	71件	400件	90件																				
宮崎県 県土整備部		1,344件	463件	件数未定	4割程度																				
宮崎県 農政水産部	一般競争入札 250万円以上	185件	61件	件数未定	4割程度					○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎				
宮崎県 環境森林部		75件	40件	件数未定	4割程度																				
鹿児島県 土木部		2,331件	128件	昨年度と同程度	昨年度と同程度																				
鹿児島県 農政部	一般競争入札 5,000万円以上	668件	4件	730件	6件					○	◎	○	B	○			○	◎	○	B	○				
鹿児島県 環境林務部		139件	14件	187件	9件																				
北九州市	○一般競争入札 土木、水道施設 2,500万円以上 建築 4,500万円以上 電気、管 1,200万円以上 造園 2,000万円以上 その他 1億円以上	1,236件	83件	814件	40件					○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎				
福岡市	○一般競争入札 一般土木・建築：2,000万円以上、 舗装：2,500万円以上、 その他：1,500万円以上	1,830件	132件	1,329件	134件					○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎				
熊本市	一般競争入札 1,000万円以上	1,145件	138件	753件	120件					○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎				

福岡県 久留米市	条件付一般競争入札 1,000万円以上 ※H30年度は暫定予算のため、過年度の工事数が未確定	524件	50件	170件	47件				原則5千万円以上の工事	なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
佐賀県 佐賀市	○指名競争入札 1,000万円未満 ○条件付一般競争入札 1,000万円以上	527件	2件	500件	4件				1千万円以上から抽出	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
長崎県 長崎市	原則として、全工事制限付一般競争入札	708件	0件	561件	2件				工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	有	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督-	工事検査◎ 工事監督-	B	工事検査◎ 工事監督-			○	◎	◎	B	◎		
熊本県 八代市	制限付一般競争入札 2,500万円以上	321件	3件	300件	4件				工事内容及び価格より工事担当課と協議のうえ試行	現行どおり	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督-	工事検査◎ 工事監督-	B	工事検査◎ 工事監督-			○	◎	◎	B	◎		
大分県 大分市	○一般競争入札 2,500万円以上	521件	26件	439件	未定				価格と技術的要素から抽出	現行どおり	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
宮崎県 宮崎市	○一般競争入札 6,000万円以上の建設工事 (条件付き) ○指名競争入札 130万円超の建設工事	824件	0件	428件	0件				工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	未定	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督-	工事検査◎ 工事監督-	B	工事検査◎ 工事監督-			○	◎	◎	B	◎		
鹿児島県 薩摩川内市	一般競争入札 130万円以上 指名競争入札 災害復旧工事、特殊工事	252件	26件	250件	20件				3千万円以上 (工事内容(01D地区内の工事や特殊工法を採用した工事など)から、総合評価落札方式が適しているものについては、3千万円未満でも適用)	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
鹿児島県 鹿児島市	・制限付き一般競争入札 5,000万円以上の建設工事のみ ・指名競争入札 5,000万円未満の建設工事及び全ての建設コンサル	1,142件	45件	965件 (第1回発 注見直し時 点)	55件				予定価格 5千万円以上	現行どおり	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督△	工事監督-	-	工事監督-			○	◎	◎	B	◎		
西日本高速道路(株)九州支社	【一般競争入札】 ○22.9億円(1,500万SDR)以上 【条件付一般競争入札】 ○250万円超、22.9億円未満 【指名競争入札】 次のいずれかに該当する工事で、かつ、契約責任者が必要があると認められる場合に限り ○条件付一般競争入札方式に付する時間的余裕がないとき ○その他指名競争入札に付することが有利と認められるとき 【条件付一般競争入札(指名併用型)】 条件付一般競争入札対象工事(W10未満)のうち、次のいずれかに該当する工事、かつ、契約責任者が必要であると認められる場合に限り ○入札者がいないため入札不調となった工事 ○入札者がいないため入札不調となった工事と施工内容等が類似した工事	78件	35件	120件	44件				1億円以上の工事に適用	現状、拡大予定なし。	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)国立文化財機構九州国立博物館	一般競争入札 250万円以上	0件	0件	0件	0件				2億円以上	現行どおり	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局	○条件付一般競争入札 250万円以上24.7億円 ○一般競争入札 24.7億円以上	7件	7件	11件	11件				原則250万円以上且つ、建設局長が選定した工事	現行どおり	○	◎	◎	A	◎			○	◎	◎	A	◎		
(独)都市再生機構九州支社	○5千万円以上は詳細条件審査型一般競争 ○5千万円未満は工事希望調査による指名競争	37件	9件	43件	17件				1億円以上	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)水資源機構 筑後川局	一般競争入札 250万円以上	60件	43件	32件	32件				250万円以上	現在のところ予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部	○一般競争入札 500万円以上 ○工事希望型指名競争入札 予定価格が6,000万円未満で必要と認められるとき ○指名競争入札 250万円以上	12件	0件	未定	0件				-	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		

27, 070件 4323件(16%)